

# 彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）

認 定：2018年3月26日

◎ 軽微変更届出：2025年5月20日

・変更箇所一覧

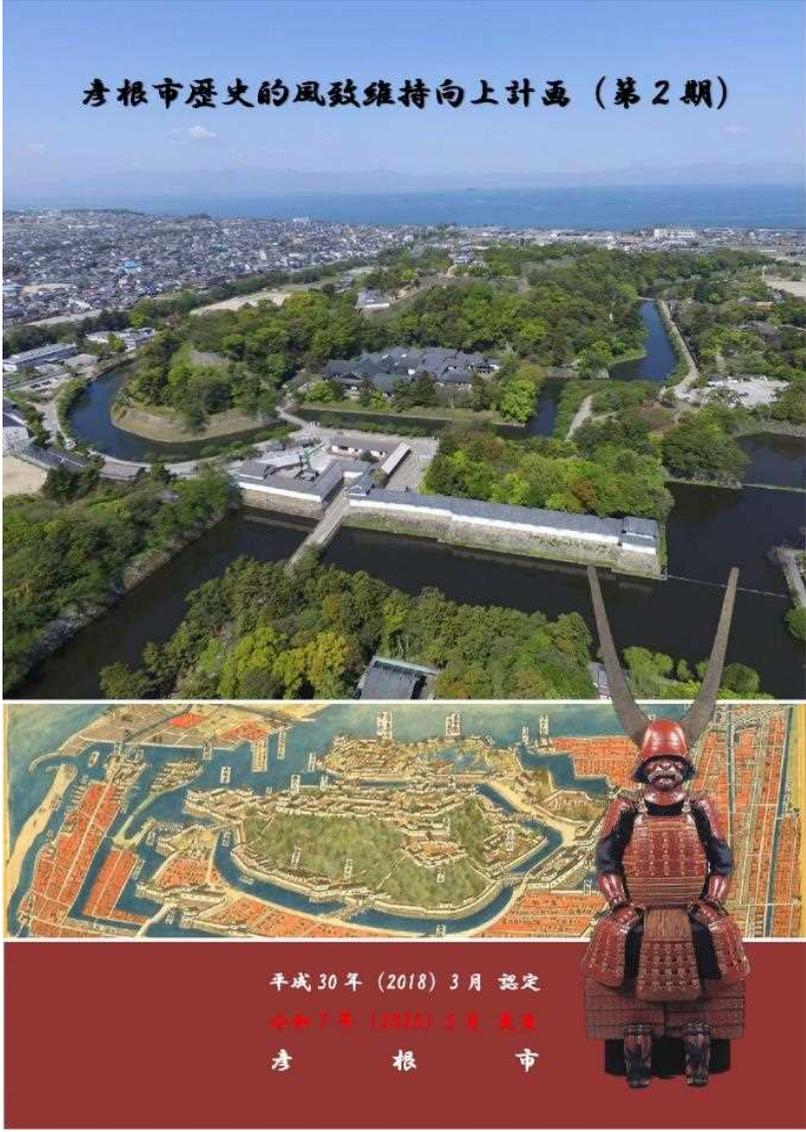
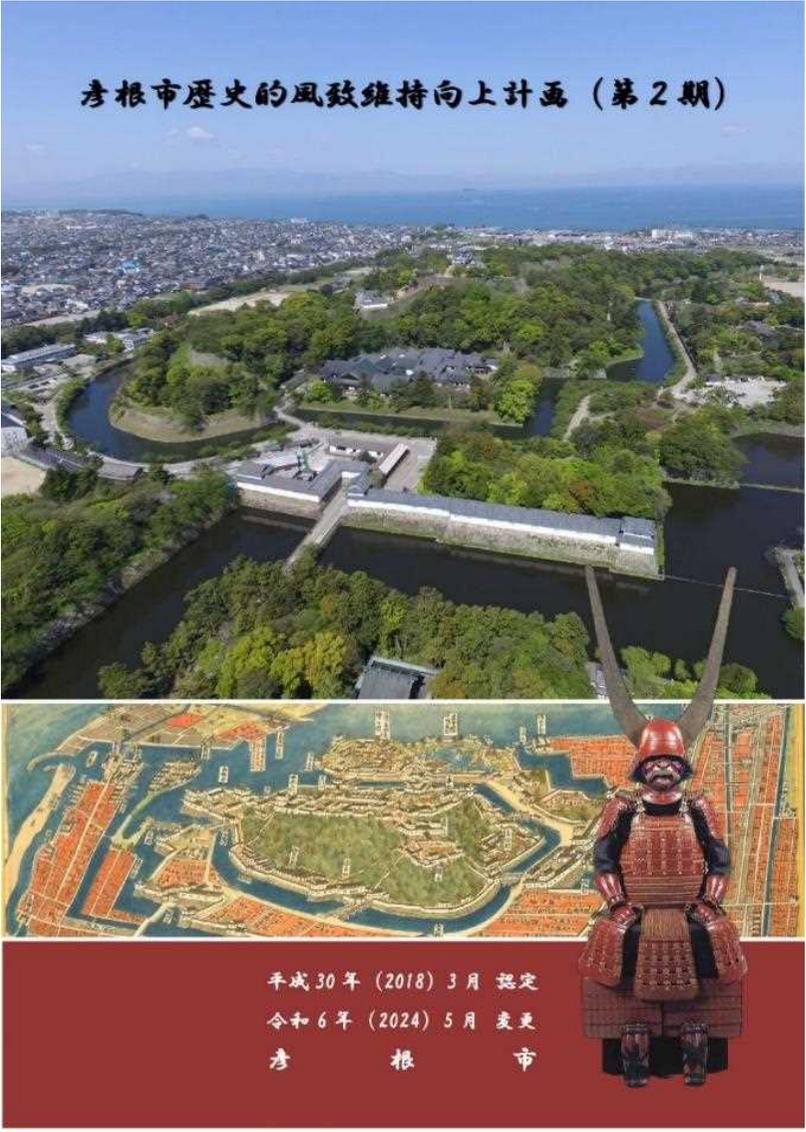
・新旧対照表

■認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧

様式1

市町村名:彦根市

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
表紙	表紙	計画変更年月日の修正	計画変更(軽微な変更)に伴う修正
目次	目次	第1章以降のページの修正	時点修正
P4	P4	時点年の修正	時点修正
P4	P4	協議会委員名簿の修正	時点修正
P5	P5	時点年の修正	時点修正
P7	P6	認定日以降の計画策定の経緯を追記	時点修正
P17	P16	路線バスの路線数の修正(下から7行目)	時点修正
P37	P36	文化財件数の修正(上から1行目)	時点修正
P37	P36	時点年の修正(上から2行目)	時点修正
P37	P36	文化財件数の修正(上から4行目)	時点修正
P37	P36	文化財種別件数表(市指定文化財建造物)の修正	時点修正
P54	P53	市指定文化財の件数の修正(上から1行目)	時点修正
P54	P53	市指定文化財の件数の修正(上から3行目)	時点修正
P54	P53	市指定文化財の棟数の修正(上から5行目)	時点修正
P57	P56	分布図の差替えと時点年の修正	時点修正
P80	P79	市指定文化財の新指定に伴う図の差替え	時点修正
P87	P86	市指定文化財の新指定に伴う図の差替え	時点修正
P95	P94	市指定文化財の新指定に伴う図の差替え	時点修正
P137	P136	市指定文化財の件数の修正(上から3行目)	時点修正
P137	P136	市指定文化財の新指定に伴う図の差替え	時点修正
P141	P140	市文化財件数の修正(上から4行目)	時点修正
P143	P142	展示内容を直近のものに修正(上から3, 4行目)	時点修正
P148	P146	時点年の修正(上から1行目)	時点修正
P148	P146	文化財件数の修正(上から3行目)	時点修正
P155	P153	市指定文化財の新指定に伴う図の差替え	時点修正
P181	P179	指定文化財一覧の時点年の修正	時点修正
P182	P180	指定文化財一覧の時点年の修正	時点修正
P188	P186	表番号1の所有者又は管理者名の修正	時点修正
P189	P187	指定文化財を1件追加(旧彦根藩足軽組屋敷(善利組・旧北川家住宅))	時点修正
奥付	奥付	計画変更年月日と発行日時点年月の修正	時点修正

新	旧
<p>(表紙)</p>  <p>考根市歴史の風致維持向上計画 (第2期)</p> <p>平成30年(2018)3月認定 令和6年(2024)5月変更 考根市</p>	<p>(表紙)</p>  <p>考根市歴史の風致維持向上計画 (第2期)</p> <p>平成30年(2018)3月認定 令和6年(2024)5月変更 考根市</p>

■新旧対照表

新	旧
(目次)	(目次)
彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期） 目次	彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期） 目次
<p><b>序章</b></p> <p>1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>3 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>4 計画策定（第2期計画）の経緯・・・・・・・・・・・・・・ 6</p> <p><b>第1章 彦根市の歴史的風致形成の背景</b></p> <p>1 自然的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8</p> <p>（1）位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8</p> <p>（2）地形・地質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10</p> <p>（3）気候・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12</p> <p>2 社会的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13</p> <p>（1）市の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13</p> <p>（2）土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15</p> <p>（3）人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16</p> <p>（4）交通機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17</p> <p>（5）産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19</p> <p>（6）観光・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22</p> <p>3 歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24</p> <p>（1）彦根の原始・古代・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24</p> <p>（2）彦根の中世・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26</p> <p>（3）彦根の近世・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27</p> <p>（4）彦根の近・現代・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31</p> <p>（5）彦根市の歴史に関わりのある主な人物・・・・・ 33</p> <p>4 文化財等の分布状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37</p> <p>（1）国指定文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37</p> <p>（2）重要伝統的建造物群保存地区・・・・・・・・・・ 46</p> <p>（3）登録有形文化財建造物・・・・・・・・・・・・・・ 48</p> <p>（4）県指定文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51</p> <p>（5）市指定文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54</p> <p>（6）周知の埋蔵文化財包蔵地・・・・・・・・・・・・ 58</p> <p>（7）伝統芸能、伝統工芸・・・・・・・・・・・・・・ 59</p> <p>（8）特産品、菓子、料理等・・・・・・・・・・・・・・ 61</p> <p><b>第2章 維持及び向上すべき歴史的風致</b></p> <p>彦根市の維持及び向上すべき歴史的風致・・・・・・・・ 63</p> <p>1 彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致・・・・・ 65</p> <p>2 城下町の伝統にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・ 76</p> <p>3 中山道の宿場町（高宮宿・鳥居本宿）にみる歴史的風致・・ 96</p>	<p><b>序章</b></p> <p>1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>3 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>4 計画策定（第2期計画）の経緯・・・・・・・・・・・・・・ 6</p> <p><b>第1章 彦根市の歴史的風致形成の背景</b></p> <p>1 自然的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7</p> <p>（1）位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7</p> <p>（2）地形・地質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9</p> <p>（3）気候・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11</p> <p>2 社会的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12</p> <p>（1）市の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12</p> <p>（2）土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14</p> <p>（3）人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15</p> <p>（4）交通機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16</p> <p>（5）産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18</p> <p>（6）観光・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21</p> <p>3 歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23</p> <p>（1）彦根の原始・古代・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23</p> <p>（2）彦根の中世・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25</p> <p>（3）彦根の近世・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26</p> <p>（4）彦根の近・現代・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30</p> <p>（5）彦根市の歴史に関わりのある主な人物・・・・・ 32</p> <p>4 文化財等の分布状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36</p> <p>（1）国指定文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36</p> <p>（2）重要伝統的建造物群保存地区・・・・・・・・・・ 45</p> <p>（3）登録有形文化財建造物・・・・・・・・・・・・・・ 47</p> <p>（4）県指定文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50</p> <p>（5）市指定文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53</p> <p>（6）周知の埋蔵文化財包蔵地・・・・・・・・・・・・ 57</p> <p>（7）伝統芸能、伝統工芸・・・・・・・・・・・・・・ 58</p> <p>（8）特産品、菓子、料理等・・・・・・・・・・・・・・ 60</p> <p><b>第2章 維持及び向上すべき歴史的風致</b></p> <p>彦根市の維持及び向上すべき歴史的風致・・・・・・・・ 62</p> <p>1 彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致・・・・・ 64</p> <p>2 城下町の伝統にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・ 75</p> <p>3 中山道の宿場町（高宮宿・鳥居本宿）にみる歴史的風致・・ 95</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(目次)</p> <p>4 荒神山にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・ 103</p> <p><b>第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針</b></p> <p>1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題・・・・・・・・・・・・・ 107</p> <p>  (1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する課題・・・・・・・・・・・・・ 107</p> <p>  (2) 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境に関する課題・・・・・・・・・・・・・ 108</p> <p>  (3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題・・・・・・・・・・・・・ 108</p> <p>  (4) 歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する課題・・・・・・・・・・・・・ 108</p> <p>2 既存計画（上位・関連計画）・・・・・・・・・・・・・ 109</p> <p>  (1) 彦根市総合計画・・・・・・・・・・・・・ 110</p> <p>  (2) 彦根市国土利用計画・・・・・・・・・・・・・ 111</p> <p>  (3) 彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略・・・・・・・・・・・・・ 112</p> <p>  (4) 彦根市都市計画マスタープラン・・・・・・・・・・・・・ 113</p> <p>  (5) 彦根市都市交通マスタープラン・・・・・・・・・・・・・ 114</p> <p>  (6) 彦根市景観計画・・・・・・・・・・・・・ 115</p> <p>  (7) 彦根市観光振興計画・・・・・・・・・・・・・ 116</p> <p>  (8) 彦根市地場産業活性化基本方針および行動計画・・・・・・・・・・・・・ 117</p> <p>  (9) 特別史跡彦根城跡保存活用計画・・・・・・・・・・・・・ 118</p> <p>  (10) 名勝玄宮楽々園整備基本計画・・・・・・・・・・・・・ 119</p> <p>  (11) 名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園保存管理計画・・・・・・・・・・・・・ 120</p> <p>  (12) 彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区保存計画・・・・・・・・・・・・・ 121</p> <p>3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針・・・・・・・・・・・・・ 123</p> <p>4 歴史的風致維持向上計画の実施体制・・・・・・・・・・・・・ 125</p> <p><b>第4章 重点区域の位置及び区域</b></p> <p>1 重点区域の考え方・・・・・・・・・・・・・ 126</p> <p>2 重点区域の位置及び区域・・・・・・・・・・・・・ 128</p> <p>  (1) 重点区域の位置・・・・・・・・・・・・・ 128</p> <p>  (2) 重点区域の区域（境界）・・・・・・・・・・・・・ 129</p> <p>3 重点区域の指定の効果・・・・・・・・・・・・・ 131</p> <p>4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携・・・・・・・・・・・・・ 131</p> <p>  (1) 都市計画との連携・・・・・・・・・・・・・ 132</p> <p>  (2) 景観計画との連携・・・・・・・・・・・・・ 133</p> <p>  (3) 屋外広告物条例との連携・・・・・・・・・・・・・ 136</p> <p>  (4) 文化財保護法との連携・・・・・・・・・・・・・ 137</p> <p>  (5) 自然公園法との連携・・・・・・・・・・・・・ 138</p> <p>  (6) その他の計画等との連携・・・・・・・・・・・・・ 140</p> <p><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>1 市全体に関する事項・・・・・・・・・・・・・ 141</p> <p>  (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針・・・・・・・・・・・・・ 141</p> <p>  (2) 文化財の修理（整備）に関する方針・・・・・・・・・・・・・ 142</p>	<p>(目次)</p> <p>4 荒神山にみる歴史的風致・・・・・・・・・・・・・ 102</p> <p><b>第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針</b></p> <p>1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題・・・・・・・・・・・・・ 106</p> <p>  (1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する課題・・・・・・・・・・・・・ 106</p> <p>  (2) 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境に関する課題・・・・・・・・・・・・・ 107</p> <p>  (3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題・・・・・・・・・・・・・ 107</p> <p>  (4) 歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する課題・・・・・・・・・・・・・ 107</p> <p>2 既存計画（上位・関連計画）・・・・・・・・・・・・・ 108</p> <p>  (1) 彦根市総合計画・・・・・・・・・・・・・ 109</p> <p>  (2) 彦根市国土利用計画・・・・・・・・・・・・・ 110</p> <p>  (3) 彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略・・・・・・・・・・・・・ 111</p> <p>  (4) 彦根市都市計画マスタープラン・・・・・・・・・・・・・ 112</p> <p>  (5) 彦根市都市交通マスタープラン・・・・・・・・・・・・・ 113</p> <p>  (6) 彦根市景観計画・・・・・・・・・・・・・ 114</p> <p>  (7) 彦根市観光振興計画・・・・・・・・・・・・・ 115</p> <p>  (8) 彦根市地場産業活性化基本方針および行動計画・・・・・・・・・・・・・ 116</p> <p>  (9) 特別史跡彦根城跡保存活用計画・・・・・・・・・・・・・ 117</p> <p>  (10) 名勝玄宮楽々園整備基本計画・・・・・・・・・・・・・ 118</p> <p>  (11) 名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園保存管理計画・・・・・・・・・・・・・ 119</p> <p>  (12) 彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区保存計画・・・・・・・・・・・・・ 120</p> <p>3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針・・・・・・・・・・・・・ 122</p> <p>4 歴史的風致維持向上計画の実施体制・・・・・・・・・・・・・ 124</p> <p><b>第4章 重点区域の位置及び区域</b></p> <p>1 重点区域の考え方・・・・・・・・・・・・・ 125</p> <p>2 重点区域の位置及び区域・・・・・・・・・・・・・ 127</p> <p>  (1) 重点区域の位置・・・・・・・・・・・・・ 127</p> <p>  (2) 重点区域の区域（境界）・・・・・・・・・・・・・ 128</p> <p>3 重点区域の指定の効果・・・・・・・・・・・・・ 130</p> <p>4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携・・・・・・・・・・・・・ 130</p> <p>  (1) 都市計画との連携・・・・・・・・・・・・・ 131</p> <p>  (2) 景観計画との連携・・・・・・・・・・・・・ 132</p> <p>  (3) 屋外広告物条例との連携・・・・・・・・・・・・・ 135</p> <p>  (4) 文化財保護法との連携・・・・・・・・・・・・・ 136</p> <p>  (5) 自然公園法との連携・・・・・・・・・・・・・ 137</p> <p>  (6) その他の計画等との連携・・・・・・・・・・・・・ 139</p> <p><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>1 市全体に関する事項・・・・・・・・・・・・・ 140</p> <p>  (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針・・・・・・・・・・・・・ 140</p> <p>  (2) 文化財の修理（整備）に関する方針・・・・・・・・・・・・・ 141</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(目次)</p> <p>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針・・・・・・・・・・14.2</p> <p>(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針・・・・・・・・・・14.3</p> <p>(5) 文化財の防災に関する方針・・・・・・・・・・14.3</p> <p>(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針・・・・・・・・・・14.4</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針・・・・・・・・・・14.5</p> <p>(8) 文化財を取り扱う組織の体制と今後の方針・・・・・・・・・・14.5</p> <p>(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針・・・・・・・・・・14.7</p> <p>2 重点区域に関する事項・・・・・・・・・・14.8</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画・・・・・・・・・・14.8</p> <p>(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画・・・・・・・・・・14.8</p> <p>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画・・・・・・・・・・14.9</p> <p>(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画・・・・・・・・・・15.0</p> <p>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画・・・・・・・・・・15.0</p> <p>(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画・・・・・・・・・・15.0</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画・・・・・・・・・・15.1</p> <p>(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画・・・・・・・・・・15.1</p> <p><b>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項</b></p> <p>1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針・・・・・・・・・・15.3</p> <p>2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業・・・・・・・・・・15.6</p> <p>(1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する事業・・・・・・・・・・15.6</p> <p>(2) 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境に関する事業・・・・・・・・・・16.3</p> <p>(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業・・・・・・・・・・16.7</p> <p>(4) 歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する事業・・・・・・・・・・17.2</p> <p><b>第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針</b></p> <p>1 歴史的風致形成建造物の指定の方針・・・・・・・・・・17.4</p> <p>2 指定要件・・・・・・・・・・17.5</p> <p>3 指定基準・・・・・・・・・・17.5</p> <p>4 歴史的風致形成建造物の指定一覧（候補も含む）・・・・・・・・・・17.6</p> <p><b>第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</b></p> <p>1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方・・・・・・・・・・17.9</p> <p>2 個別事項・・・・・・・・・・17.9</p> <p>3 届出不要の行為・・・・・・・・・・18.0</p> <p><b>資料編</b></p> <p>1 国・県・市指定等文化財一覧・・・・・・・・・・18.2</p> <p>2 周知の埋蔵文化財包蔵地・・・・・・・・・・19.3</p> <p>3 日本遺産「琵琶湖とその水辺景観一折り暮らしの水遺産」構成文化財一覧・・・・・・・・・・19.7</p> <p>4 近代産業遺産群一覧・・・・・・・・・・19.7</p> <p>5 彦根市保存樹・保存樹林一覧・・・・・・・・・・19.8</p>	<p>(目次)</p> <p>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針・・・・・・・・・・14.1</p> <p>(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針・・・・・・・・・・14.2</p> <p>(5) 文化財の防災に関する方針・・・・・・・・・・14.2</p> <p>(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針・・・・・・・・・・14.3</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針・・・・・・・・・・14.4</p> <p>(8) 文化財を取り扱う組織の体制と今後の方針・・・・・・・・・・14.4</p> <p>(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針・・・・・・・・・・14.5</p> <p>2 重点区域に関する事項・・・・・・・・・・14.6</p> <p>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画・・・・・・・・・・14.6</p> <p>(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画・・・・・・・・・・14.6</p> <p>(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画・・・・・・・・・・14.7</p> <p>(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画・・・・・・・・・・14.8</p> <p>(5) 文化財の防災に関する具体的な計画・・・・・・・・・・14.8</p> <p>(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画・・・・・・・・・・14.8</p> <p>(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画・・・・・・・・・・14.9</p> <p>(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画・・・・・・・・・・14.9</p> <p><b>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項</b></p> <p>1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針・・・・・・・・・・15.1</p> <p>2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業・・・・・・・・・・15.4</p> <p>(1) 歴史的建造物等の保存と活用に関する事業・・・・・・・・・・15.4</p> <p>(2) 歴史的建造物等を取り巻く周辺環境に関する事業・・・・・・・・・・16.1</p> <p>(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業・・・・・・・・・・16.5</p> <p>(4) 歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する事業・・・・・・・・・・17.0</p> <p><b>第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針</b></p> <p>1 歴史的風致形成建造物の指定の方針・・・・・・・・・・17.2</p> <p>2 指定要件・・・・・・・・・・17.3</p> <p>3 指定基準・・・・・・・・・・17.3</p> <p>4 歴史的風致形成建造物の指定一覧（候補も含む）・・・・・・・・・・17.4</p> <p><b>第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</b></p> <p>1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方・・・・・・・・・・17.7</p> <p>2 個別事項・・・・・・・・・・17.7</p> <p>3 届出不要の行為・・・・・・・・・・17.8</p> <p><b>資料編</b></p> <p>1 国・県・市指定等文化財一覧・・・・・・・・・・18.0</p> <p>2 周知の埋蔵文化財包蔵地・・・・・・・・・・19.1</p> <p>3 日本遺産「琵琶湖とその水辺景観一折り暮らしの水遺産」構成文化財一覧・・・・・・・・・・19.5</p> <p>4 近代産業遺産群一覧・・・・・・・・・・19.5</p> <p>5 彦根市保存樹・保存樹林一覧・・・・・・・・・・19.6</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(目次)</p> <p>6 彦根八景一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199</p> <p>7 彦根城下町地形測量図・・・・・・・・・・・・ 200</p> <p>8 主な参考文献（順不同）・・・・・・・・・・ 203</p>	<p>(目次)</p> <p>6 彦根八景一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197</p> <p>7 彦根城下町地形測量図・・・・・・・・・・・・ 198</p> <p>8 主な参考文献（順不同）・・・・・・・・・・ 201</p>

■新旧対照表

新				旧			
(P4)				(P4)			
① 彦根市歴史の風致維持向上協議会委員名簿 (敬称略)				① 彦根市歴史の風致維持向上協議会委員名簿 (敬称略)			
令和7年(2025年)3月現在				令和6年(2024年)3月現在			
種別	氏名	所属	備考	種別	氏名	所属	備考
学識経験者	○森 将豪	滋賀大学名誉教授		学識経験者	○森 将豪	滋賀大学名誉教授	
	◎石川 慎治	滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科教授	景観審議会委員		◎石川 慎治	滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科教授	景観審議会委員
	上田 洋平	滋賀県立大学地域共生センター講師			上田 洋平	滋賀県立大学地域共生センター講師	
関係団体	野崎 孝志	彦根商工会議所		関係団体	野崎 孝志	彦根商工会議所	
	安澤 大輔	彦根商店街連盟			安澤 大輔	彦根商店街連盟	
	安居 庄二	公益社団法人彦根観光協会			安居 庄二	公益社団法人彦根観光協会	
	小杉 共弘	NPO 法人彦根景観フォーラム	河原町芹町を美しくする会		小杉 共弘	NPO 法人彦根景観フォーラム	河原町芹町を美しくする会
	安達 加奈子	NPO 法人五環生活			安達 加奈子	NPO 法人五環生活	
地域自治会	井上 昌一	城東学区自治連合会		地域自治会	井上 昌一	城東学区自治連合会	
	松岡 一男	城西学区連合自治会			松岡 一男	城西学区連合自治会	
	本田 充	城北学区自治連合会			前川 和夫	城北学区自治連合会	
	岡城 治男	佐和山学区自治会連合会			岡城 治男	佐和山学区自治会連合会	
行政機関	北村 智顕	滋賀県土木交通部技監		行政機関	黒澤 伸行	滋賀県土木交通部技監	
	永井 利憲	滋賀県文化スポーツ部文化財保護課長			村田 昌弥	滋賀県文化スポーツ部文化財保護課長	
	野田 英男	滋賀県湖東土木事務所長			野田 英男	滋賀県湖東土木事務所長	
	古川 雅之	彦根市都市政策部長			廣田 進彦	彦根市都市政策部長	
	疋田 元伯	彦根市企画振興部長			疋田 元伯	彦根市企画振興部長	
	稲野 善行	彦根市産業部長			稲野 善行	彦根市産業部長	
	久保 達彦	彦根市観光文化戦略部長			久保 達彦	彦根市観光文化戦略部長	
	關谷 真治	彦根市建設部長			關谷 真治	彦根市建設部長	
◎会長、○副会長				◎会長、○副会長			

■新旧対照表

新				旧			
(P4)				(P4)			
① 彦根市歴史の風致維持向上協議会委員名簿 (敬称略)				① 彦根市歴史の風致維持向上協議会委員名簿 (敬称略)			
令和7年(2025年)3月現在				令和6年(2024年)3月現在			
種別	氏名	所属	備考	種別	氏名	所属	備考
学識経験者	○森 将豪	滋賀大学名誉教授		学識経験者	○森 将豪	滋賀大学名誉教授	
	◎石川 慎治	滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科教授	景観審議会委員		◎石川 慎治	滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科教授	景観審議会委員
	上田 洋平	滋賀県立大学地域共生センター講師			上田 洋平	滋賀県立大学地域共生センター講師	
関係団体	野崎 孝志	彦根商工会議所		関係団体	野崎 孝志	彦根商工会議所	
	安澤 大輔	彦根商店街連盟			安澤 大輔	彦根商店街連盟	
	安居 庄二	公益社団法人彦根観光協会			安居 庄二	公益社団法人彦根観光協会	
	小杉 共弘	NPO 法人彦根景観フォーラム	河原町芹町を美しくする会		小杉 共弘	NPO 法人彦根景観フォーラム	河原町芹町を美しくする会
	安達 加奈子	NPO 法人五環生活			安達 加奈子	NPO 法人五環生活	
地域自治会	井上 昌一	城東学区自治連合会		地域自治会	井上 昌一	城東学区自治連合会	
	松岡 一男	城西学区連合自治会			松岡 一男	城西学区連合自治会	
	本田 充	城北学区自治連合会			前川 和夫	城北学区自治連合会	
	圓城 治男	佐和山学区自治会連合会			圓城 治男	佐和山学区自治会連合会	
行政機関	北村 智顕	滋賀県土木交通部技監		行政機関	黒澤 伸行	滋賀県土木交通部技監	
	永井 利憲	滋賀県文化スポーツ部文化財保護課長			村田 昌弥	滋賀県文化スポーツ部文化財保護課長	
	野田 英男	滋賀県湖東土木事務所長			野田 英男	滋賀県湖東土木事務所長	
	古川 雅之	彦根市都市政策部長			廣田 進彦	彦根市都市政策部長	
	疋田 元伯	彦根市企画振興部長			疋田 元伯	彦根市企画振興部長	
	稲野 善行	彦根市産業部長			稲野 善行	彦根市産業部長	
	久保 達彦	彦根市観光文化戦略部長			久保 達彦	彦根市観光文化戦略部長	
	關谷 真治	彦根市建設部長			關谷 真治	彦根市建設部長	
◎会長、○副会長				◎会長、○副会長			

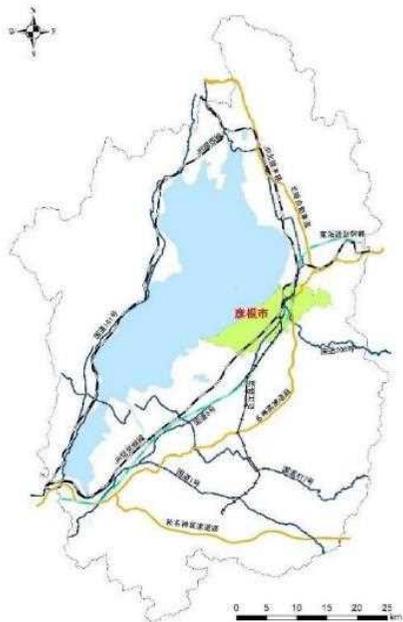
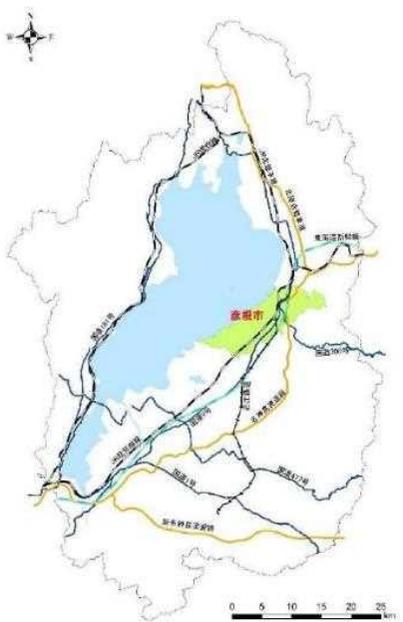
■新旧対照表

新			旧		
(P5)			(P5)		
② 彦根市歴史まちづくり庁内推進会議名簿			② 彦根市歴史まちづくり庁内推進会議名簿		
令和7年(2025年)3月現在			令和6年(2024年)3月現在		
	所 属	役 職		所 属	役 職
企画振興部	企画課	企画課長	企画振興部	企画課	企画課長
	広報戦略課	広報戦略課長		広報戦略課	広報戦略課長
産業部	地域経済振興課	地域経済振興課長	産業部	地域経済振興課	地域経済振興課長
建設部	道路河川課	道路河川課長	建設部	道路河川課	道路河川課長
都市政策部	都市計画課	都市計画課長	都市政策部	都市計画課	都市計画課長
	交通政策課	交通政策課長		交通政策課	交通政策課長
	住宅課	住宅課長		住宅課	住宅課長
	建築指導課(景観まちなみ室)	建築指導課長		建築指導課(景観まちなみ室)	建築指導課長
観光文化戦略部	観光交流課	観光交流課長	観光文化戦略部	観光交流課	観光交流課長
	文化財課	文化財課長		文化財課	文化財課長
教育委員会事務局	彦根城博物館学芸史料課	彦根城博物館学芸史料課長	教育委員会事務局	彦根城博物館学芸史料課	彦根城博物館学芸史料課長
	彦根城博物館管理課	彦根城博物館管理課長		彦根城博物館管理課	彦根城博物館管理課長

■新旧対照表

新				旧			
(P7)				(P6)			
令和5年(2023年)	5月30日	歴史まちづくり計画(第2期)の軽微な変更届出		令和5年(2023年)	5月30日	歴史まちづくり計画(第2期)の軽微な変更届出	
令和6年(2024年)	4月18日	彦根市歴史的風致維持向上協議会	進捗評価 軽微な変更	令和6年(2024年)	4月18日	彦根市歴史的風致維持向上協議会	進捗評価 軽微な変更
令和6年(2024年)	5月22日	歴史まちづくり計画(第2期)の軽微な変更届出		令和6年(2024年)	5月22日	歴史まちづくり計画(第2期)の軽微な変更届出	
令和7年(2025年)	4月14日	彦根市歴史的風致維持向上協議会	進捗評価 軽微な変更				
令和7年(2025年)	5月20日	歴史まちづくり計画(第2期)の軽微な変更届出					

■新旧対照表

新	旧
<p>(P17)</p> <p>《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>(4) 交通機関</b></p> <p>古来より近畿圏・中部圏・北陸圏の交通結節点として位置づけられ、人々の往来が盛んに行われていた。</p> <p><b>「道路」</b></p> <p>市内の道路では、京阪神および中京方面を結んでいる名神高速道路、新潟と京都を結んでいる国道 8 号、本市と津市を結ぶ国道 306 号などの主要幹線が通過し、国土交通軸上にある本市は、鉄道とともに近畿圏と中部圏を結ぶ広域交通の結節点として、琵琶湖東北部、特に湖東の中心として着実な発展をとげてきた。</p> <p><b>「鉄道」</b></p> <p>市内には、米原駅と京都駅を結ぶ J R 琵琶湖線（東海道本線）と、米原駅と貴生川駅を結ぶ近江鉄道（本線）および高宮駅と多賀大社前駅を結ぶ近江鉄道（多賀線）による鉄道網が形成されている。J R 琵琶湖線には、彦根駅、南彦根駅、河瀬駅、稲枝駅の計 4 駅、近江鉄道（本線・多賀線）には、フジテック前駅、鳥居本駅、彦根駅、ひこね芦川駅、彦根口駅、高宮駅、スクリーン駅の計 7 駅がある。</p> <p>特に、彦根駅では、J R 琵琶湖線と近江鉄道（本線）が乗り入れている。</p> <p><b>「路線バス」</b></p> <p>市内の路線バスは、隣接する多賀町、甲良町を跨ぐ 2 路線を含め 9 路線が運行されており、彦根駅、南彦根駅などの鉄道に接続し、病院などへの交通手段となっている。</p> <p><b>「予約型乗合タクシー」</b></p> <p>本市では、主に高齢者や自動車を利用されない方の日常生活に必要な移動の支援を目的に「予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）」を運行している。</p>  <p>彦根市の交通網</p>	<p>(P16)</p> <p>《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>(4) 交通機関</b></p> <p>古来より近畿圏・中部圏・北陸圏の交通結節点として位置づけられ、人々の往来が盛んに行われていた。</p> <p><b>「道路」</b></p> <p>市内の道路では、京阪神および中京方面を結んでいる名神高速道路、新潟と京都を結んでいる国道 8 号、本市と津市を結ぶ国道 306 号などの主要幹線が通過し、国土交通軸上にある本市は、鉄道とともに近畿圏と中部圏を結ぶ広域交通の結節点として、琵琶湖東北部、特に湖東の中心として着実な発展をとげてきた。</p> <p><b>「鉄道」</b></p> <p>市内には、米原駅と京都駅を結ぶ J R 琵琶湖線（東海道本線）と、米原駅と貴生川駅を結ぶ近江鉄道（本線）および高宮駅と多賀大社前駅を結ぶ近江鉄道（多賀線）による鉄道網が形成されている。J R 琵琶湖線には、彦根駅、南彦根駅、河瀬駅、稲枝駅の計 4 駅、近江鉄道（本線・多賀線）には、フジテック前駅、鳥居本駅、彦根駅、ひこね芦川駅、彦根口駅、高宮駅、スクリーン駅の計 7 駅がある。</p> <p>特に、彦根駅では、J R 琵琶湖線と近江鉄道（本線）が乗り入れている。</p> <p><b>「路線バス」</b></p> <p>市内の路線バスは、隣接する多賀町、甲良町を跨ぐ 2 路線を含め 8 路線が運行されており、彦根駅、南彦根駅などの鉄道に接続し、病院などへの交通手段となっている。</p> <p><b>「予約型乗合タクシー」</b></p> <p>本市では、主に高齢者や自動車を利用されない方の日常生活に必要な移動の支援を目的に「予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）」を運行している。</p>  <p>彦根市の交通網</p>

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>(P37)</p> <p style="text-align: center;">《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>4 文化財等の分布状況</b></p> <p>琵琶湖の湖東に位置する本市には、国宝の彦根城天守をはじめ 183 件の文化財が所在している。令和 7 年（2025 年）3 月現在、国指定が 24 件、うち国宝が 2 件、重要文化財が 17 件、特別史跡 1 件、史跡 2 件、名勝 2 件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 56 件（55 棟 1 基）ある。県指定の文化財は 13 件、市指定の文化財が 89 件ある。その内容は、以下の表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">彦根市の文化財 種別件数 (令和 7 年 3 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">国</th> <th rowspan="2">登録</th> <th colspan="2">県 市</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>指定・選定</th> <th>重文</th> <th>指定</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形文化財</td> <td>国宝</td> <td>重文</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">有形文化財</td> <td colspan="2">建造物</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>56</td> <td>4</td> <td>33</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">美術工芸品</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>3</td> <td>18</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>2</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>書跡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td colspan="2">無形民俗文化財</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">記念物</td> <td colspan="2">特別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>史跡</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>名勝</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伝統的建造物群保存地区</td> <td colspan="2">重要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td>56</td> <td>13</td> <td>89</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(1) 国指定文化財</b></p> <p>本市には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定文化財が 24 件存在する。その内訳は、建造物 9 件、絵画 1 件、彫刻 5 件、工芸品 3 件、古文書 1 件、史跡 3 件、名勝 2 件である。そのうち建造物は、国宝の彦根城天守、附櫓及び多聞櫓をはじめ重要文化財の彦根城太鼓門及び続櫓、彦根城天秤櫓、彦根城西の丸三重櫓及び続櫓、彦根城二の丸佐和口多聞櫓そして彦根城馬屋からなる彦根城跡内の建造物 6 件が含まれる。残る 3 件は、重要文化財の千代神社本殿、長寿院弁才天堂および有川家住宅である。</p>	種別	国		登録	県 市		計	指定・選定	重文	指定		有形文化財	国宝	重文					有形文化財	建造物		1	8	56	4	33	102	美術工芸品	絵画	1			1	13	15	彫刻		5		3	18	26	工芸品		3		2	5	10	古文書		1		1	5	7	書跡					1	1	考古資料					4	4	民俗文化財	無形民俗文化財					4	4	記念物	特別							史跡	1	2		1	2	6	名勝		2		1	2	5	天然記念物					2	2	伝統的建造物群保存地区	重要								1					1	計			25	56	13	89	183	<p>(P36)</p> <p style="text-align: center;">《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>4 文化財等の分布状況</b></p> <p>琵琶湖の湖東に位置する本市には、国宝の彦根城天守をはじめ 182 件の文化財が所在している。令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定が 24 件、うち国宝が 2 件、重要文化財が 17 件、特別史跡 1 件、史跡 2 件、名勝 2 件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 56 件（55 棟 1 基）ある。県指定の文化財は 13 件、市指定の文化財が 88 件ある。その内容は、以下の表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">彦根市の文化財 種別件数 (令和 6 年 3 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">国</th> <th rowspan="2">登録</th> <th colspan="2">県 市</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>指定・選定</th> <th>重文</th> <th>指定</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形文化財</td> <td>国宝</td> <td>重文</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">有形文化財</td> <td colspan="2">建造物</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>56</td> <td>4</td> <td>32</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">美術工芸品</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>3</td> <td>18</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>2</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>書跡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td colspan="2">無形民俗文化財</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">記念物</td> <td colspan="2">特別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>史跡</td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>名勝</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伝統的建造物群保存地区</td> <td colspan="2">重要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>25</td> <td>56</td> <td>13</td> <td>88</td> <td>182</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(1) 国指定文化財</b></p> <p>本市には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定文化財が 24 件存在する。その内訳は、建造物 9 件、絵画 1 件、彫刻 5 件、工芸品 3 件、古文書 1 件、史跡 3 件、名勝 2 件である。そのうち建造物は、国宝の彦根城天守、附櫓及び多聞櫓をはじめ重要文化財の彦根城太鼓門及び続櫓、彦根城天秤櫓、彦根城西の丸三重櫓及び続櫓、彦根城二の丸佐和口多聞櫓そして彦根城馬屋からなる彦根城跡内の建造物 6 件が含まれる。残る 3 件は、重要文化財の千代神社本殿、長寿院弁才天堂および有川家住宅である。</p>	種別	国		登録	県 市		計	指定・選定	重文	指定		有形文化財	国宝	重文					有形文化財	建造物		1	8	56	4	32	101	美術工芸品	絵画	1			1	13	15	彫刻		5		3	18	26	工芸品		3		2	5	10	古文書		1		1	5	7	書跡					1	1	考古資料					4	4	民俗文化財	無形民俗文化財					4	4	記念物	特別							史跡	1	2		1	2	6	名勝		2		1	2	5	天然記念物					2	2	伝統的建造物群保存地区	重要								1					1	計			25	56	13	88	182
種別		国			登録	県 市		計																																																																																																																																																																																																																																																													
	指定・選定	重文	指定																																																																																																																																																																																																																																																																		
有形文化財	国宝	重文																																																																																																																																																																																																																																																																			
有形文化財	建造物		1	8	56	4	33	102																																																																																																																																																																																																																																																													
	美術工芸品	絵画	1			1	13	15																																																																																																																																																																																																																																																													
		彫刻		5		3	18	26																																																																																																																																																																																																																																																													
		工芸品		3		2	5	10																																																																																																																																																																																																																																																													
		古文書		1		1	5	7																																																																																																																																																																																																																																																													
		書跡					1	1																																																																																																																																																																																																																																																													
		考古資料					4	4																																																																																																																																																																																																																																																													
民俗文化財	無形民俗文化財					4	4																																																																																																																																																																																																																																																														
記念物	特別																																																																																																																																																																																																																																																																				
	史跡	1	2		1	2	6																																																																																																																																																																																																																																																														
	名勝		2		1	2	5																																																																																																																																																																																																																																																														
	天然記念物					2	2																																																																																																																																																																																																																																																														
伝統的建造物群保存地区	重要																																																																																																																																																																																																																																																																				
		1					1																																																																																																																																																																																																																																																														
計			25	56	13	89	183																																																																																																																																																																																																																																																														
種別	国		登録	県 市		計																																																																																																																																																																																																																																																															
	指定・選定	重文		指定																																																																																																																																																																																																																																																																	
有形文化財	国宝	重文																																																																																																																																																																																																																																																																			
有形文化財	建造物		1	8	56	4	32	101																																																																																																																																																																																																																																																													
	美術工芸品	絵画	1			1	13	15																																																																																																																																																																																																																																																													
		彫刻		5		3	18	26																																																																																																																																																																																																																																																													
		工芸品		3		2	5	10																																																																																																																																																																																																																																																													
		古文書		1		1	5	7																																																																																																																																																																																																																																																													
		書跡					1	1																																																																																																																																																																																																																																																													
		考古資料					4	4																																																																																																																																																																																																																																																													
民俗文化財	無形民俗文化財					4	4																																																																																																																																																																																																																																																														
記念物	特別																																																																																																																																																																																																																																																																				
	史跡	1	2		1	2	6																																																																																																																																																																																																																																																														
	名勝		2		1	2	5																																																																																																																																																																																																																																																														
	天然記念物					2	2																																																																																																																																																																																																																																																														
伝統的建造物群保存地区	重要																																																																																																																																																																																																																																																																				
		1					1																																																																																																																																																																																																																																																														
計			25	56	13	88	182																																																																																																																																																																																																																																																														

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																																																														
<p>(P37)</p> <p style="text-align: center;">《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>4 文化財等の分布状況</b></p> <p>琵琶湖の湖東に位置する本市には、国宝の彦根城天守をはじめ 183 件の文化財が所在している。令和 7 年（2025 年）3 月現在、国指定が 24 件、うち国宝が 2 件、重要文化財が 17 件、特別史跡 1 件、史跡 2 件、名勝 2 件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 56 件（55 棟 1 基）ある。県指定の文化財は 13 件、市指定の文化財が 89 件ある。その内容は、以下の表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">彦根市の文化財 種別件数 (令和 7 年 3 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">国</th> <th rowspan="2">県</th> <th rowspan="2">市</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>指定・選定</th> <th>登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形文化財</td> <td>国宝</td> <td>重文</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>56</td> <td>4</td> <td>33</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">美術工芸品</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td></td> <td>5</td> <td>3</td> <td>18</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>書跡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td colspan="2">無形民俗文化財</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">記念物</td> <td colspan="2">特別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>史跡</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>名勝</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>伝統的建造物群保存地区</td> <td colspan="2">重要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>25</td> <td>56</td> <td>13</td> <td>89</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(1) 国指定文化財</b></p> <p>本市には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定文化財が 24 件存在する。その内訳は、建造物 9 件、絵画 1 件、彫刻 5 件、工芸品 3 件、古文書 1 件、史跡 3 件、名勝 2 件である。そのうち建造物は、国宝の彦根城天守、附櫓及び多聞櫓をはじめ重要文化財の彦根城太鼓門及び続櫓、彦根城天柵櫓、彦根城西の丸三重櫓及び続櫓、彦根城二の丸左和口多聞櫓そして彦根城馬屋からなる彦根城跡内の建造物 6 件が含まれる。残る 3 件は、重要文化財の千代神社本殿、長寿院弁才天堂および有川家住宅である。</p>	種別	国		県	市	計	指定・選定	登録	有形文化財	国宝	重文				建造物	1	8	56	4	33	102	美術工芸品	絵画	1		1	13	15	彫刻		5	3	18	26	工芸品		3	2	5	10	古文書		1	1	5	7	書跡				1	1	考古資料				4	4	民俗文化財	無形民俗文化財				4	4	記念物	特別						史跡	1	2	1	2	6	名勝		2	1	2	5	天然記念物				2	2	伝統的建造物群保存地区	重要								1				1	計		25	56	13	89	183	<p>(P36)</p> <p style="text-align: center;">《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>4 文化財等の分布状況</b></p> <p>琵琶湖の湖東に位置する本市には、国宝の彦根城天守をはじめ 182 件の文化財が所在している。令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定が 24 件、うち国宝が 2 件、重要文化財が 17 件、特別史跡 1 件、史跡 2 件、名勝 2 件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 56 件（55 棟 1 基）ある。県指定の文化財は 13 件、市指定の文化財が 88 件ある。その内容は、以下の表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">彦根市の文化財 種別件数 (令和 6 年 3 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">国</th> <th rowspan="2">県</th> <th rowspan="2">市</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>指定・選定</th> <th>登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形文化財</td> <td>国宝</td> <td>重文</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>56</td> <td>4</td> <td>32</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">美術工芸品</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td></td> <td>5</td> <td>3</td> <td>18</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>書跡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td colspan="2">無形民俗文化財</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">記念物</td> <td colspan="2">特別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>史跡</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>名勝</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>伝統的建造物群保存地区</td> <td colspan="2">重要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>25</td> <td>56</td> <td>13</td> <td>88</td> <td>182</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(1) 国指定文化財</b></p> <p>本市には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定文化財が 24 件存在する。その内訳は、建造物 9 件、絵画 1 件、彫刻 5 件、工芸品 3 件、古文書 1 件、史跡 3 件、名勝 2 件である。そのうち建造物は、国宝の彦根城天守、附櫓及び多聞櫓をはじめ重要文化財の彦根城太鼓門及び続櫓、彦根城天柵櫓、彦根城西の丸三重櫓及び続櫓、彦根城二の丸左和口多聞櫓そして彦根城馬屋からなる彦根城跡内の建造物 6 件が含まれる。残る 3 件は、重要文化財の千代神社本殿、長寿院弁才天堂および有川家住宅である。</p>	種別	国		県	市	計	指定・選定	登録	有形文化財	国宝	重文				建造物	1	8	56	4	32	101	美術工芸品	絵画	1		1	13	15	彫刻		5	3	18	26	工芸品		3	2	5	10	古文書		1	1	5	7	書跡				1	1	考古資料				4	4	民俗文化財	無形民俗文化財				4	4	記念物	特別						史跡	1	2	1	2	6	名勝		2	1	2	5	天然記念物				2	2	伝統的建造物群保存地区	重要								1				1	計		25	56	13	88	182
種別		国					県	市	計																																																																																																																																																																																																																						
	指定・選定	登録																																																																																																																																																																																																																													
有形文化財	国宝	重文																																																																																																																																																																																																																													
建造物	1	8	56	4	33	102																																																																																																																																																																																																																									
美術工芸品	絵画	1		1	13	15																																																																																																																																																																																																																									
	彫刻		5	3	18	26																																																																																																																																																																																																																									
	工芸品		3	2	5	10																																																																																																																																																																																																																									
	古文書		1	1	5	7																																																																																																																																																																																																																									
	書跡				1	1																																																																																																																																																																																																																									
	考古資料				4	4																																																																																																																																																																																																																									
民俗文化財	無形民俗文化財				4	4																																																																																																																																																																																																																									
記念物	特別																																																																																																																																																																																																																														
	史跡	1	2	1	2	6																																																																																																																																																																																																																									
	名勝		2	1	2	5																																																																																																																																																																																																																									
	天然記念物				2	2																																																																																																																																																																																																																									
伝統的建造物群保存地区	重要																																																																																																																																																																																																																														
		1				1																																																																																																																																																																																																																									
計		25	56	13	89	183																																																																																																																																																																																																																									
種別	国		県	市	計																																																																																																																																																																																																																										
	指定・選定	登録																																																																																																																																																																																																																													
有形文化財	国宝	重文																																																																																																																																																																																																																													
建造物	1	8	56	4	32	101																																																																																																																																																																																																																									
美術工芸品	絵画	1		1	13	15																																																																																																																																																																																																																									
	彫刻		5	3	18	26																																																																																																																																																																																																																									
	工芸品		3	2	5	10																																																																																																																																																																																																																									
	古文書		1	1	5	7																																																																																																																																																																																																																									
	書跡				1	1																																																																																																																																																																																																																									
	考古資料				4	4																																																																																																																																																																																																																									
民俗文化財	無形民俗文化財				4	4																																																																																																																																																																																																																									
記念物	特別																																																																																																																																																																																																																														
	史跡	1	2	1	2	6																																																																																																																																																																																																																									
	名勝		2	1	2	5																																																																																																																																																																																																																									
	天然記念物				2	2																																																																																																																																																																																																																									
伝統的建造物群保存地区	重要																																																																																																																																																																																																																														
		1				1																																																																																																																																																																																																																									
計		25	56	13	88	182																																																																																																																																																																																																																									

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																																		
<p>(P37)</p> <p style="text-align: center;">《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>4 文化財等の分布状況</b></p> <p>琵琶湖の湖東に位置する本市には、国宝の彦根城天守をはじめ 183 件の文化財が存在している。令和 7 年（2025 年）3 月現在、国指定が 24 件、うち国宝が 2 件、重要文化財が 17 件、特別史跡 1 件、史跡 2 件、名勝 2 件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 56 件（55 棟 1 基）ある。県指定の文化財は 13 件、市指定の文化財が 89 件ある。その内容は、以下の表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">彦根市の文化財 種別件数 (令和 7 年 3 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">国</th> <th rowspan="2">県</th> <th rowspan="2">市</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>指定・選定</th> <th>登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形文化財</td> <td>国宝</td> <td>重文</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>56</td> <td>4</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">美術工芸品</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td></td> <td>5</td> <td>3</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>書跡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td colspan="2">無形民俗文化財</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">記念物</td> <td>特別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>史跡</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>名勝</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>伝統的建造物群保存地区</td> <td colspan="2">重要</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>25</td> <td>56</td> <td>13</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(1) 国指定文化財</b></p> <p>本市には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定文化財が 24 件存在する。その内訳は、建造物 9 件、絵画 1 件、彫刻 5 件、工芸品 3 件、古文書 1 件、史跡 3 件、名勝 2 件である。そのうち建造物は、国宝の彦根城天守、附櫓及び多聞櫓をはじめ重要文化財の彦根城太鼓門及び続櫓、彦根城天柵櫓、彦根城西の丸三重櫓及び続櫓、彦根城二の丸佐和口多聞櫓そして彦根城馬屋からなる彦根城跡内の建造物 6 件が含まれる。残る 3 件は、重要文化財の千代神社本殿、長寿院弁才天堂および有川家住宅である。</p>	種別	国		県	市	計	指定・選定	登録	有形文化財	国宝	重文				建造物	1	8	56	4	33	美術工芸品	絵画	1		1	13	彫刻		5	3	18	工芸品		3	2	5	古文書		1	1	5	書跡				1	考古資料				4	民俗文化財	無形民俗文化財				4	記念物	特別					史跡	1	2	1	2	名勝		2	1	2	天然記念物					2	伝統的建造物群保存地区	重要							1			1	計		25	56	13	89	<p>(P36)</p> <p style="text-align: center;">《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>4 文化財等の分布状況</b></p> <p>琵琶湖の湖東に位置する本市には、国宝の彦根城天守をはじめ 182 件の文化財が存在している。令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定が 24 件、うち国宝が 2 件、重要文化財が 17 件、特別史跡 1 件、史跡 2 件、名勝 2 件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 56 件（55 棟 1 基）ある。県指定の文化財は 13 件、市指定の文化財が 88 件ある。その内容は、以下の表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">彦根市の文化財 種別件数 (令和 6 年 3 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">国</th> <th rowspan="2">県</th> <th rowspan="2">市</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>指定・選定</th> <th>登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形文化財</td> <td>国宝</td> <td>重文</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>56</td> <td>4</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">美術工芸品</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td></td> <td>5</td> <td>3</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>書跡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td colspan="2">無形民俗文化財</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">記念物</td> <td>特別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>史跡</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>名勝</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>伝統的建造物群保存地区</td> <td colspan="2">重要</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>25</td> <td>56</td> <td>13</td> <td>88</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(1) 国指定文化財</b></p> <p>本市には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定文化財が 24 件存在する。その内訳は、建造物 9 件、絵画 1 件、彫刻 5 件、工芸品 3 件、古文書 1 件、史跡 3 件、名勝 2 件である。そのうち建造物は、国宝の彦根城天守、附櫓及び多聞櫓をはじめ重要文化財の彦根城太鼓門及び続櫓、彦根城天柵櫓、彦根城西の丸三重櫓及び続櫓、彦根城二の丸佐和口多聞櫓そして彦根城馬屋からなる彦根城跡内の建造物 6 件が含まれる。残る 3 件は、重要文化財の千代神社本殿、長寿院弁才天堂および有川家住宅である。</p>	種別	国		県	市	計	指定・選定	登録	有形文化財	国宝	重文				建造物	1	8	56	4	32	美術工芸品	絵画	1		1	13	彫刻		5	3	18	工芸品		3	2	5	古文書		1	1	5	書跡				1	考古資料				4	民俗文化財	無形民俗文化財				4	記念物	特別					史跡	1	2	1	2	名勝		2	1	2	天然記念物					2	伝統的建造物群保存地区	重要							1			1	計		25	56	13	88
種別		国					県	市	計																																																																																																																																																																																										
	指定・選定	登録																																																																																																																																																																																																	
有形文化財	国宝	重文																																																																																																																																																																																																	
建造物	1	8	56	4	33																																																																																																																																																																																														
美術工芸品	絵画	1		1	13																																																																																																																																																																																														
	彫刻		5	3	18																																																																																																																																																																																														
	工芸品		3	2	5																																																																																																																																																																																														
	古文書		1	1	5																																																																																																																																																																																														
	書跡				1																																																																																																																																																																																														
	考古資料				4																																																																																																																																																																																														
民俗文化財	無形民俗文化財				4																																																																																																																																																																																														
記念物	特別																																																																																																																																																																																																		
	史跡	1	2	1	2																																																																																																																																																																																														
	名勝		2	1	2																																																																																																																																																																																														
天然記念物					2																																																																																																																																																																																														
伝統的建造物群保存地区	重要																																																																																																																																																																																																		
		1			1																																																																																																																																																																																														
計		25	56	13	89																																																																																																																																																																																														
種別	国		県	市	計																																																																																																																																																																																														
	指定・選定	登録																																																																																																																																																																																																	
有形文化財	国宝	重文																																																																																																																																																																																																	
建造物	1	8	56	4	32																																																																																																																																																																																														
美術工芸品	絵画	1		1	13																																																																																																																																																																																														
	彫刻		5	3	18																																																																																																																																																																																														
	工芸品		3	2	5																																																																																																																																																																																														
	古文書		1	1	5																																																																																																																																																																																														
	書跡				1																																																																																																																																																																																														
	考古資料				4																																																																																																																																																																																														
民俗文化財	無形民俗文化財				4																																																																																																																																																																																														
記念物	特別																																																																																																																																																																																																		
	史跡	1	2	1	2																																																																																																																																																																																														
	名勝		2	1	2																																																																																																																																																																																														
天然記念物					2																																																																																																																																																																																														
伝統的建造物群保存地区	重要																																																																																																																																																																																																		
		1			1																																																																																																																																																																																														
計		25	56	13	88																																																																																																																																																																																														

■新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																																																																
<p>(P37)</p> <p style="text-align: center;">《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>4 文化財等の分布状況</b></p> <p>琵琶湖の湖東に位置する本市には、国宝の彦根城天守をはじめ 183 件の文化財が所在している。令和 7 年（2025 年）3 月現在、国指定が 24 件、うち国宝が 2 件、重要文化財が 17 件、特別史跡 1 件、史跡 2 件、名勝 2 件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 56 件（55 棟 1 基）ある。県指定の文化財は 13 件、市指定の文化財が 89 件ある。その内容は、以下の表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">彦根市の文化財 種別件数 (令和 7 年 3 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">国</th> <th rowspan="2">県</th> <th rowspan="2">市</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>指定・選定</th> <th>登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形文化財</td> <td>国宝</td> <td>重文</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>56</td> <td>4</td> <td>33</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">美術工芸品</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td></td> <td>5</td> <td>3</td> <td>18</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>書跡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td colspan="2">無形民俗文化財</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">記念物</td> <td>特別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>史跡</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>名勝</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>伝統的建造物群保存地区</td> <td colspan="2">重要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>25</td> <td>56</td> <td>13</td> <td>89</td> <td>183</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(1) 国指定文化財</b></p> <p>本市には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定文化財が 24 件存在する。その内訳は、建造物 9 件、絵画 1 件、彫刻 5 件、工芸品 3 件、古文書 1 件、史跡 3 件、名勝 2 件である。そのうち建造物は、国宝の彦根城天守、附櫓及び多聞櫓をはじめ重要文化財の彦根城太鼓門及び続櫓、彦根城天守櫓、彦根城西の丸三重櫓及び続櫓、彦根城二の丸佐和口多聞櫓そして彦根城馬屋からなる彦根城跡内の建造物 6 件が含まれる。残る 3 件は、重要文化財の千代神社本殿、長寿院弁才天堂および有川家住宅である。</p>	種別	国		県	市	計	指定・選定	登録	有形文化財	国宝	重文				建造物	1	8	56	4	33	102	美術工芸品	絵画	1		1	13	15	彫刻		5	3	18	26	工芸品		3	2	5	10	古文書		1	1	5	7	書跡				1	1	考古資料				4	4	民俗文化財	無形民俗文化財			4		4	記念物	特別						史跡	1	2	1	2	6	名勝		2	1	2	5	天然記念物				2		2	伝統的建造物群保存地区	重要								1				1	計		25	56	13	89	183	<p>(P36)</p> <p style="text-align: center;">《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>4 文化財等の分布状況</b></p> <p>琵琶湖の湖東に位置する本市には、国宝の彦根城天守をはじめ 182 件の文化財が所在している。令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定が 24 件、うち国宝が 2 件、重要文化財が 17 件、特別史跡 1 件、史跡 2 件、名勝 2 件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 56 件（55 棟 1 基）ある。県指定の文化財は 13 件、市指定の文化財が 88 件ある。その内容は、以下の表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">彦根市の文化財 種別件数 (令和 6 年 3 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">国</th> <th rowspan="2">県</th> <th rowspan="2">市</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>指定・選定</th> <th>登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形文化財</td> <td>国宝</td> <td>重文</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>56</td> <td>4</td> <td>32</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">美術工芸品</td> <td>絵画</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td></td> <td>5</td> <td>3</td> <td>18</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>書跡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>民俗文化財</td> <td colspan="2">無形民俗文化財</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">記念物</td> <td>特別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>史跡</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>名勝</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>伝統的建造物群保存地区</td> <td colspan="2">重要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>25</td> <td>56</td> <td>13</td> <td>88</td> <td>182</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(1) 国指定文化財</b></p> <p>本市には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定文化財が 24 件存在する。その内訳は、建造物 9 件、絵画 1 件、彫刻 5 件、工芸品 3 件、古文書 1 件、史跡 3 件、名勝 2 件である。そのうち建造物は、国宝の彦根城天守、附櫓及び多聞櫓をはじめ重要文化財の彦根城太鼓門及び続櫓、彦根城天守櫓、彦根城西の丸三重櫓及び続櫓、彦根城二の丸佐和口多聞櫓そして彦根城馬屋からなる彦根城跡内の建造物 6 件が含まれる。残る 3 件は、重要文化財の千代神社本殿、長寿院弁才天堂および有川家住宅である。</p>	種別	国		県	市	計	指定・選定	登録	有形文化財	国宝	重文				建造物	1	8	56	4	32	101	美術工芸品	絵画	1		1	13	15	彫刻		5	3	18	26	工芸品		3	2	5	10	古文書		1	1	5	7	書跡				1	1	考古資料				4	4	民俗文化財	無形民俗文化財			4		4	記念物	特別						史跡	1	2	1	2	6	名勝		2	1	2	5	天然記念物				2		2	伝統的建造物群保存地区	重要								1				1	計		25	56	13	88	182
種別		国					県	市	計																																																																																																																																																																																																																								
	指定・選定	登録																																																																																																																																																																																																																															
有形文化財	国宝	重文																																																																																																																																																																																																																															
建造物	1	8	56	4	33	102																																																																																																																																																																																																																											
美術工芸品	絵画	1		1	13	15																																																																																																																																																																																																																											
	彫刻		5	3	18	26																																																																																																																																																																																																																											
	工芸品		3	2	5	10																																																																																																																																																																																																																											
	古文書		1	1	5	7																																																																																																																																																																																																																											
	書跡				1	1																																																																																																																																																																																																																											
	考古資料				4	4																																																																																																																																																																																																																											
民俗文化財	無形民俗文化財			4		4																																																																																																																																																																																																																											
記念物	特別																																																																																																																																																																																																																																
	史跡	1	2	1	2	6																																																																																																																																																																																																																											
	名勝		2	1	2	5																																																																																																																																																																																																																											
天然記念物				2		2																																																																																																																																																																																																																											
伝統的建造物群保存地区	重要																																																																																																																																																																																																																																
		1				1																																																																																																																																																																																																																											
計		25	56	13	89	183																																																																																																																																																																																																																											
種別	国		県	市	計																																																																																																																																																																																																																												
	指定・選定	登録																																																																																																																																																																																																																															
有形文化財	国宝	重文																																																																																																																																																																																																																															
建造物	1	8	56	4	32	101																																																																																																																																																																																																																											
美術工芸品	絵画	1		1	13	15																																																																																																																																																																																																																											
	彫刻		5	3	18	26																																																																																																																																																																																																																											
	工芸品		3	2	5	10																																																																																																																																																																																																																											
	古文書		1	1	5	7																																																																																																																																																																																																																											
	書跡				1	1																																																																																																																																																																																																																											
	考古資料				4	4																																																																																																																																																																																																																											
民俗文化財	無形民俗文化財			4		4																																																																																																																																																																																																																											
記念物	特別																																																																																																																																																																																																																																
	史跡	1	2	1	2	6																																																																																																																																																																																																																											
	名勝		2	1	2	5																																																																																																																																																																																																																											
天然記念物				2		2																																																																																																																																																																																																																											
伝統的建造物群保存地区	重要																																																																																																																																																																																																																																
		1				1																																																																																																																																																																																																																											
計		25	56	13	88	182																																																																																																																																																																																																																											

■新旧対照表

新	旧
<p>(P54)</p> <p style="text-align: center;">《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>(5) 市指定文化財</b></p> <p>市指定文化財は、89 件ある。その内訳は、建造物 33 件、史跡 2 件、名勝 2 件、天然記念物 2 件、無形民俗文化財 4 件、その他絵画などの美術工芸品 46 件が存在する。</p> <p>このうち 24 件は、いずれも旧城下町を構成した江戸時代の歴史的建造物である。1 棟が藩校弘道館（現金亀会館）の講堂であった建物。1 棟が表御殿の能舞台。19 棟が武家屋敷。残る 3 棟は町家の建造物である。表御殿の能舞台と 1 棟の上級武家屋敷長屋門が特別史跡内である他は、旧城下町に散在して江戸時代の城下の面影を今に伝えている。</p> <p><b>主な市指定文化財</b> 彦根城表御殿能舞台【建造物】</p> <p>江戸幕府は、能を武家の式楽とし、江戸城本丸の表舞台を頂点に、格式によって能舞台の様式を定めた。表御殿の能舞台は、寛政 12 年（1800 年）に井伊家 11 代当主直中により、この規範に則して建立された江戸時代の公式の能舞台であり、現在では、ほとんど残っていない大名の能舞台としては建築史的にも芸術的にも貴重である。</p> <p>この能舞台は、明治時代に表御殿が取り壊された後に、井伊神社境内、沙々那美神社（現護国神社）境内へと移築されたが、彦根城博物館建設時に表御殿内もとの場所に戻された。</p> <p><b>金亀会館【建造物】</b></p> <p>金亀会館は、江戸時代には彦根藩の藩校の講堂であった歴史的建造物である。江戸時代、特に後半以降になると、各藩とも藩士の文武奨励のため藩校設立の気運が盛り上がり、各地で藩校が建設された。彦根藩でも寛政 6 年（1794 年）に井伊家 11 代当主直中の下で藩校設立が決議され、同 9 年（1797 年）には、城下第 2 郭西端の地（現在の西中学校運動場辺り）に起工、同 11 年（1799 年）藩校稽古館として開校した。稽古館開校から 31 年を経た天保元年（1830 年）、井伊家 12 代当主直亮は、藩校の名称を弘道館に改めるとともに洋学を講義に取り込むなど藩校の改革を実施。明治 4 年（1871 年）の廃藩置県により廃止されるまで弘道館での教育は、多大な成果をあげた。</p> <p>現在、中央町に残る金亀会館は、藩校の講堂を大正 12 年（1923 年）に当地に移築し、西本願寺の教堂として使用してきたものであり、藩校唯一の現存建物として貴重である。</p>	<p>(P53)</p> <p style="text-align: center;">《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>(5) 市指定文化財</b></p> <p>市指定文化財は、88 件ある。その内訳は、建造物 32 件、史跡 2 件、名勝 2 件、天然記念物 2 件、無形民俗文化財 4 件、その他絵画などの美術工芸品 46 件が存在する。</p> <p>このうち 23 件は、いずれも旧城下町を構成した江戸時代の歴史的建造物である。1 棟が藩校弘道館（現金亀会館）の講堂であった建物。1 棟が表御殿の能舞台。18 棟が武家屋敷。残る 3 棟は町家の建造物である。表御殿の能舞台と 1 棟の上級武家屋敷長屋門が特別史跡内である他は、旧城下町に散在して江戸時代の城下の面影を今に伝えている。</p> <p><b>主な市指定文化財</b> 彦根城表御殿能舞台【建造物】</p> <p>江戸幕府は、能を武家の式楽とし、江戸城本丸の表舞台を頂点に、格式によって能舞台の様式を定めた。表御殿の能舞台は、寛政 12 年（1800 年）に井伊家 11 代当主直中により、この規範に則して建立された江戸時代の公式の能舞台であり、現在では、ほとんど残っていない大名の能舞台としては建築史的にも芸術的にも貴重である。</p> <p>この能舞台は、明治時代に表御殿が取り壊された後に、井伊神社境内、沙々那美神社（現護国神社）境内へと移築されたが、彦根城博物館建設時に表御殿内もとの場所に戻された。</p> <p><b>金亀会館【建造物】</b></p> <p>金亀会館は、江戸時代には彦根藩の藩校の講堂であった歴史的建造物である。江戸時代、特に後半以降になると、各藩とも藩士の文武奨励のため藩校設立の気運が盛り上がり、各地で藩校が建設された。彦根藩でも寛政 6 年（1794 年）に井伊家 11 代当主直中の下で藩校設立が決議され、同 9 年（1797 年）には、城下第 2 郭西端の地（現在の西中学校運動場辺り）に起工、同 11 年（1799 年）藩校稽古館として開校した。稽古館開校から 31 年を経た天保元年（1830 年）、井伊家 12 代当主直亮は、藩校の名称を弘道館に改めるとともに洋学を講義に取り込むなど藩校の改革を実施。明治 4 年（1871 年）の廃藩置県により廃止されるまで弘道館での教育は、多大な成果をあげた。</p> <p>現在、中央町に残る金亀会館は、藩校の講堂を大正 12 年（1923 年）に当地に移築し、西本願寺の教堂として使用してきたものであり、藩校唯一の現存建物として貴重である。</p>

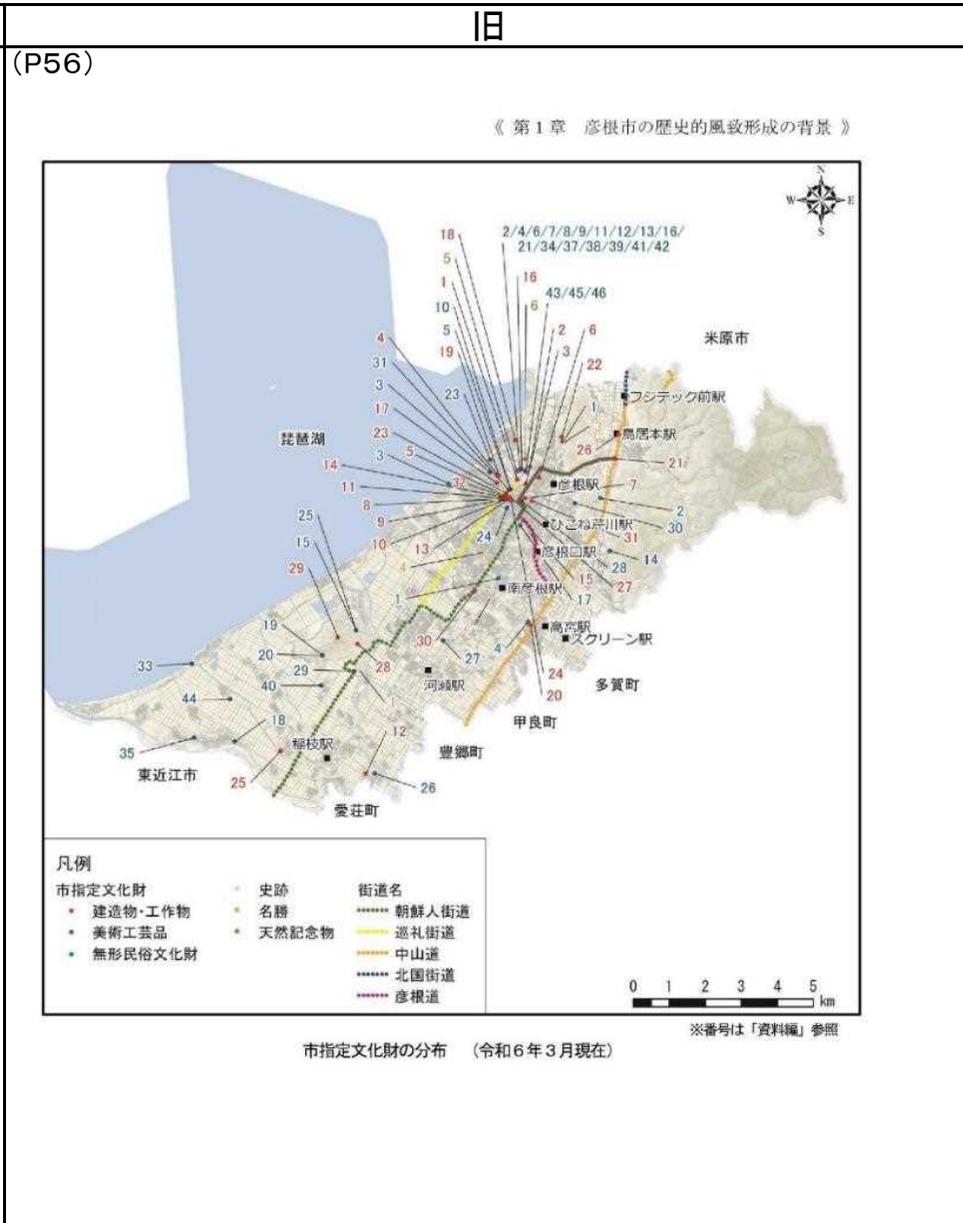
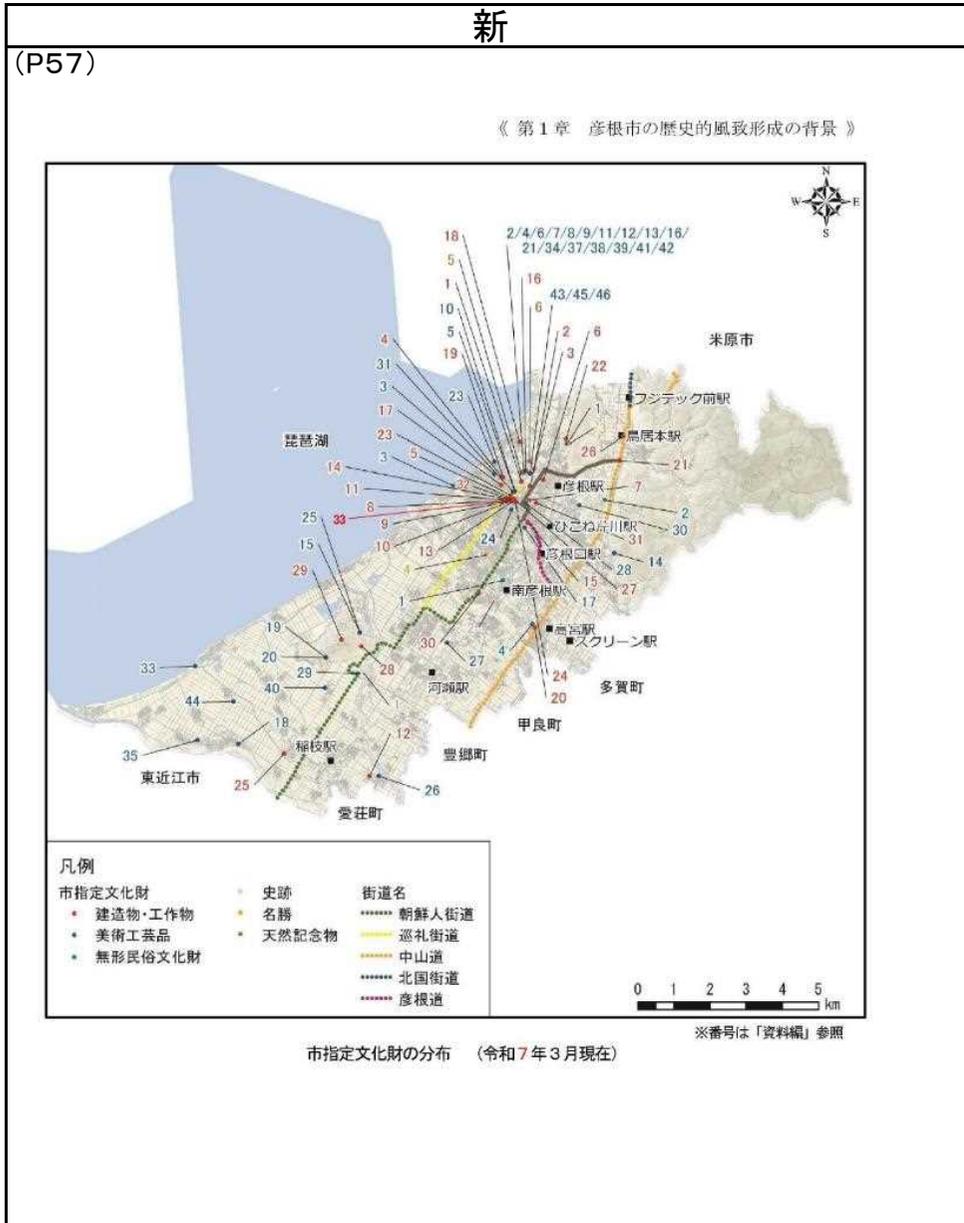
■新旧対照表

新	旧
<p>(P54)</p> <p>《 第1章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>(5) 市指定文化財</b></p> <p>市指定文化財は、89件ある。その内訳は、建造物33件、史跡2件、名勝2件、天然記念物2件、無形民俗文化財4件、その他絵画などの美術工芸品46件が存在する。</p> <p>このうち24件は、いずれも旧城下町を構成した江戸時代の歴史的建造物である。1棟が藩校弘道館（現金亀会館）の講堂であった建物。1棟が表御殿の能舞台。19棟が武家屋敷。残る3棟は町家の建造物である。表御殿の能舞台と1棟の上級武家屋敷長屋門が特別史跡内である他は、旧城下町に散在して江戸時代の城下の面影を今に伝えている。</p> <p><b>主な市指定文化財</b></p> <p><b>彦根城表御殿能舞台 【建造物】</b></p> <p>江戸幕府は、能を武家の式楽とし、江戸城本丸の表舞台を頂点に、格式によって能舞台の様式を定めた。表御殿の能舞台は、寛政12年（1800年）に井伊家11代当主直中により、この規範に則して建立された江戸時代の公式の能舞台であり、現在では、ほとんど残っていない大名家の能舞台としては建築史的にも芸術的にも貴重である。</p> <p>この能舞台は、明治時代に表御殿が取り壊された後に、井伊神社境内、沙々那美神社（現護国神社）境内へと移築されたが、彦根城博物館建設時に表御殿内もとの場所に戻された。</p> <p><b>金亀会館 【建造物】</b></p> <p>金亀会館は、江戸時代には彦根藩の藩校の講堂であった歴史的建造物である。江戸時代、特に後半以降になると、各藩とも藩士の文武奨励のため藩校設立の気運が盛り上がり、各地で藩校が建設された。彦根藩でも寛政6年（1794年）に井伊家11代当主直中の下で藩校設立が決議され、同9年（1797年）には、城下第2郭西端の地（現在の西中学校運動場辺り）に起工、同11年（1799年）藩校稽古館として開校した。稽古館開校から31年を経た天保元年（1830年）、井伊家12代当主直亮は、藩校の名称を弘道館に改めるとともに洋学を講義に取り込むなど藩校の改革を実施。明治4年（1871年）の廃藩置県により廃止されるまで弘道館での教育は、多大な成果をあげた。</p> <p>現在、中央町に残る金亀会館は、藩校の講堂を大正12年（1923年）に当地に移築し、西本願寺の教堂として使用してきたものであり、藩校唯一の現存建物として貴重である。</p>  <p>彦根城表御殿能舞台</p>  <p>金亀会館</p>	<p>(P53)</p> <p>《 第1章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>(5) 市指定文化財</b></p> <p>市指定文化財は、88件ある。その内訳は、建造物32件、史跡2件、名勝2件、天然記念物2件、無形民俗文化財4件、その他絵画などの美術工芸品46件が存在する。</p> <p>このうち23件は、いずれも旧城下町を構成した江戸時代の歴史的建造物である。1棟が藩校弘道館（現金亀会館）の講堂であった建物。1棟が表御殿の能舞台。18棟が武家屋敷。残る3棟は町家の建造物である。表御殿の能舞台と1棟の上級武家屋敷長屋門が特別史跡内である他は、旧城下町に散在して江戸時代の城下の面影を今に伝えている。</p> <p><b>主な市指定文化財</b></p> <p><b>彦根城表御殿能舞台 【建造物】</b></p> <p>江戸幕府は、能を武家の式楽とし、江戸城本丸の表舞台を頂点に、格式によって能舞台の様式を定めた。表御殿の能舞台は、寛政12年（1800年）に井伊家11代当主直中により、この規範に則して建立された江戸時代の公式の能舞台であり、現在では、ほとんど残っていない大名家の能舞台としては建築史的にも芸術的にも貴重である。</p> <p>この能舞台は、明治時代に表御殿が取り壊された後に、井伊神社境内、沙々那美神社（現護国神社）境内へと移築されたが、彦根城博物館建設時に表御殿内もとの場所に戻された。</p> <p><b>金亀会館 【建造物】</b></p> <p>金亀会館は、江戸時代には彦根藩の藩校の講堂であった歴史的建造物である。江戸時代、特に後半以降になると、各藩とも藩士の文武奨励のため藩校設立の気運が盛り上がり、各地で藩校が建設された。彦根藩でも寛政6年（1794年）に井伊家11代当主直中の下で藩校設立が決議され、同9年（1797年）には、城下第2郭西端の地（現在の西中学校運動場辺り）に起工、同11年（1799年）藩校稽古館として開校した。稽古館開校から31年を経た天保元年（1830年）、井伊家12代当主直亮は、藩校の名称を弘道館に改めるとともに洋学を講義に取り込むなど藩校の改革を実施。明治4年（1871年）の廃藩置県により廃止されるまで弘道館での教育は、多大な成果をあげた。</p> <p>現在、中央町に残る金亀会館は、藩校の講堂を大正12年（1923年）に当地に移築し、西本願寺の教堂として使用してきたものであり、藩校唯一の現存建物として貴重である。</p>  <p>彦根城表御殿能舞台</p>  <p>金亀会館</p>

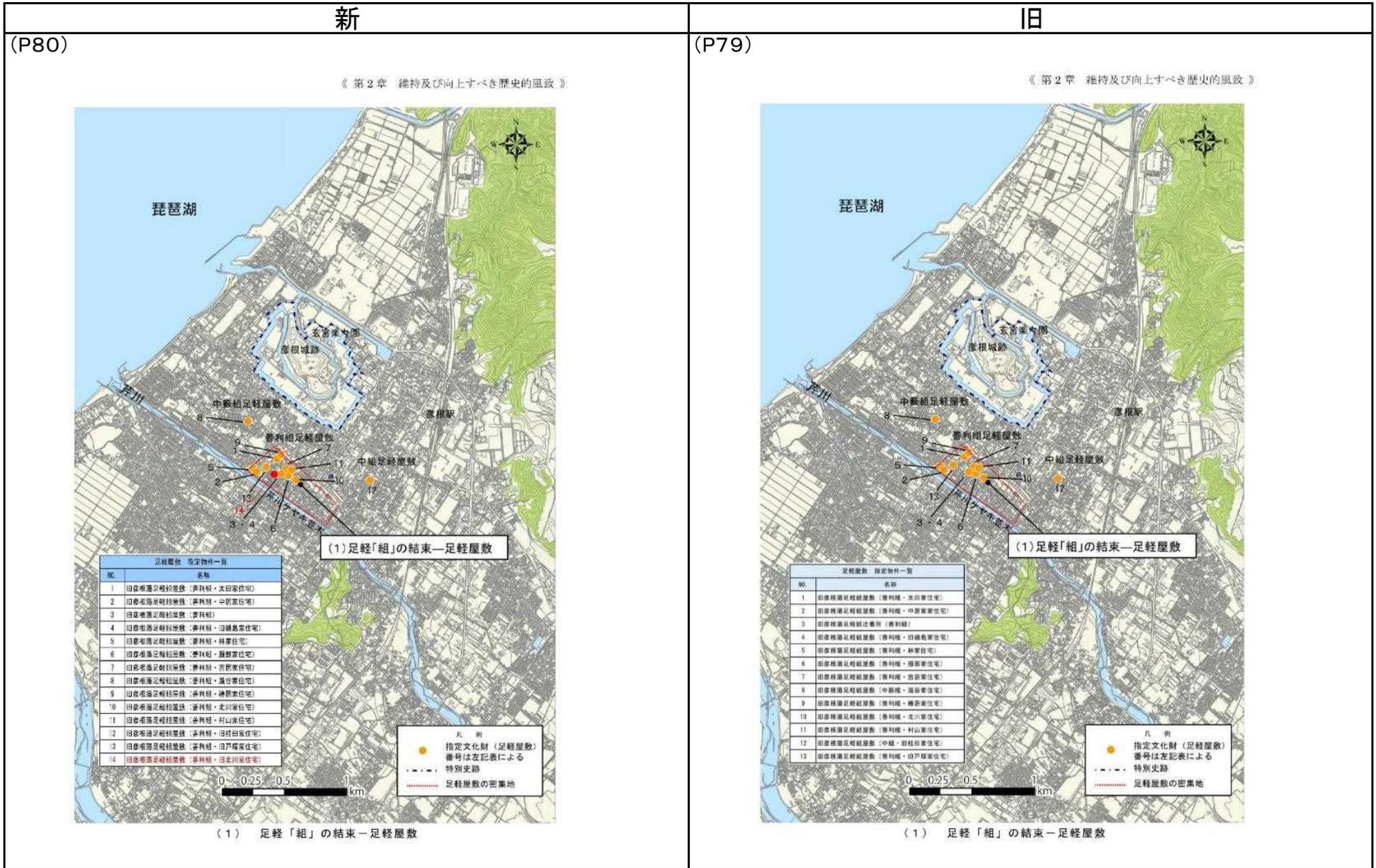
■新旧対照表

新	旧
<p>(P54)</p> <p style="text-align: center;">《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>（5）市指定文化財</b></p> <p>市指定文化財は、89 件ある。その内訳は、建造物 33 件、史跡 2 件、名勝 2 件、天然記念物 2 件、無形民俗文化財 4 件、その他絵画などの美術工芸品 46 件が存在する。</p> <p>このうち 24 件は、いずれも旧城下町を構成した江戸時代の歴史的建造物である。1 棟が藩校弘道館（現金亀会館）の講堂であった建物。1 棟が表御殿の能舞台。19 棟が武家屋敷。残る 3 棟は町家の建造物である。表御殿の能舞台と 1 棟の上級武家屋敷長屋門が特別史跡内である他は、旧城下町に散在して江戸時代の城下の面影を今に伝えている。</p> <p><b>主な市指定文化財</b> 彦根城表御殿能舞台 【建造物】</p> <p>江戸幕府は、能を武家の式楽とし、江戸城本丸の表舞台を頂点に、格式によって能舞台の様式を定めた。表御殿の能舞台は、寛政 12 年（1800 年）に井伊家 11 代当主直中により、この規範に則して建立された江戸時代の公式の能舞台であり、現在では、ほとんど残っていない大名の能舞台としては建築史的にも芸術史的にも貴重である。</p> <p>この能舞台は、明治時代に表御殿が取り壊された後に、井伊神社境内、沙々那美神社（現護国神社）境内へと移築されたが、彦根城博物館建設時に表御殿内もとの場所に戻された。</p>  <p style="text-align: center;">彦根城表御殿能舞台</p> <p><b>金亀会館 【建造物】</b></p> <p>金亀会館は、江戸時代には彦根藩の藩校の講堂であった歴史的建造物である。江戸時代、特に後半以降になると、各藩とも藩士の文武奨励のため藩校設立の気運が盛り上がり、各地で藩校が建設された。彦根藩でも寛政 6 年（1794 年）に井伊家 11 代当主直中の下で藩校設立が決議され、同 9 年（1797 年）には、城下第 2 郭西端の地（現在の西中学校運動場辺り）に起工、同 11 年（1799 年）藩校稽古館として開校した。稽古館開校から 31 年を経た天保元年（1830 年）、井伊家 12 代当主直亮は、藩校の名称を弘道館に改めるとともに洋学を講義に取り込むなど藩校の改革を実施。明治 4 年（1871 年）の廃藩置県により廃止されるまで弘道館での教育は、多大な成果をあげた。</p> <p>現在、中央町に残る金亀会館は、藩校の講堂を大正 12 年（1923 年）に当地に移築し、西本願寺の教堂として使用してきたものであり、藩校唯一の現存建物として貴重である。</p>  <p style="text-align: center;">金亀会館</p>	<p>(P53)</p> <p style="text-align: center;">《 第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 》</p> <p><b>（5）市指定文化財</b></p> <p>市指定文化財は、88 件ある。その内訳は、建造物 32 件、史跡 2 件、名勝 2 件、天然記念物 2 件、無形民俗文化財 4 件、その他絵画などの美術工芸品 46 件が存在する。</p> <p>このうち 23 件は、いずれも旧城下町を構成した江戸時代の歴史的建造物である。1 棟が藩校弘道館（現金亀会館）の講堂であった建物。1 棟が表御殿の能舞台。18 棟が武家屋敷。残る 3 棟は町家の建造物である。表御殿の能舞台と 1 棟の上級武家屋敷長屋門が特別史跡内である他は、旧城下町に散在して江戸時代の城下の面影を今に伝えている。</p> <p><b>主な市指定文化財</b> 彦根城表御殿能舞台 【建造物】</p> <p>江戸幕府は、能を武家の式楽とし、江戸城本丸の表舞台を頂点に、格式によって能舞台の様式を定めた。表御殿の能舞台は、寛政 12 年（1800 年）に井伊家 11 代当主直中により、この規範に則して建立された江戸時代の公式の能舞台であり、現在では、ほとんど残っていない大名の能舞台としては建築史的にも芸術史的にも貴重である。</p> <p>この能舞台は、明治時代に表御殿が取り壊された後に、井伊神社境内、沙々那美神社（現護国神社）境内へと移築されたが、彦根城博物館建設時に表御殿内もとの場所に戻された。</p>  <p style="text-align: center;">彦根城表御殿能舞台</p> <p><b>金亀会館 【建造物】</b></p> <p>金亀会館は、江戸時代には彦根藩の藩校の講堂であった歴史的建造物である。江戸時代、特に後半以降になると、各藩とも藩士の文武奨励のため藩校設立の気運が盛り上がり、各地で藩校が建設された。彦根藩でも寛政 6 年（1794 年）に井伊家 11 代当主直中の下で藩校設立が決議され、同 9 年（1797 年）には、城下第 2 郭西端の地（現在の西中学校運動場辺り）に起工、同 11 年（1799 年）藩校稽古館として開校した。稽古館開校から 31 年を経た天保元年（1830 年）、井伊家 12 代当主直亮は、藩校の名称を弘道館に改めるとともに洋学を講義に取り込むなど藩校の改革を実施。明治 4 年（1871 年）の廃藩置県により廃止されるまで弘道館での教育は、多大な成果をあげた。</p> <p>現在、中央町に残る金亀会館は、藩校の講堂を大正 12 年（1923 年）に当地に移築し、西本願寺の教堂として使用してきたものであり、藩校唯一の現存建物として貴重である。</p>  <p style="text-align: center;">金亀会館</p>

■新旧対照表



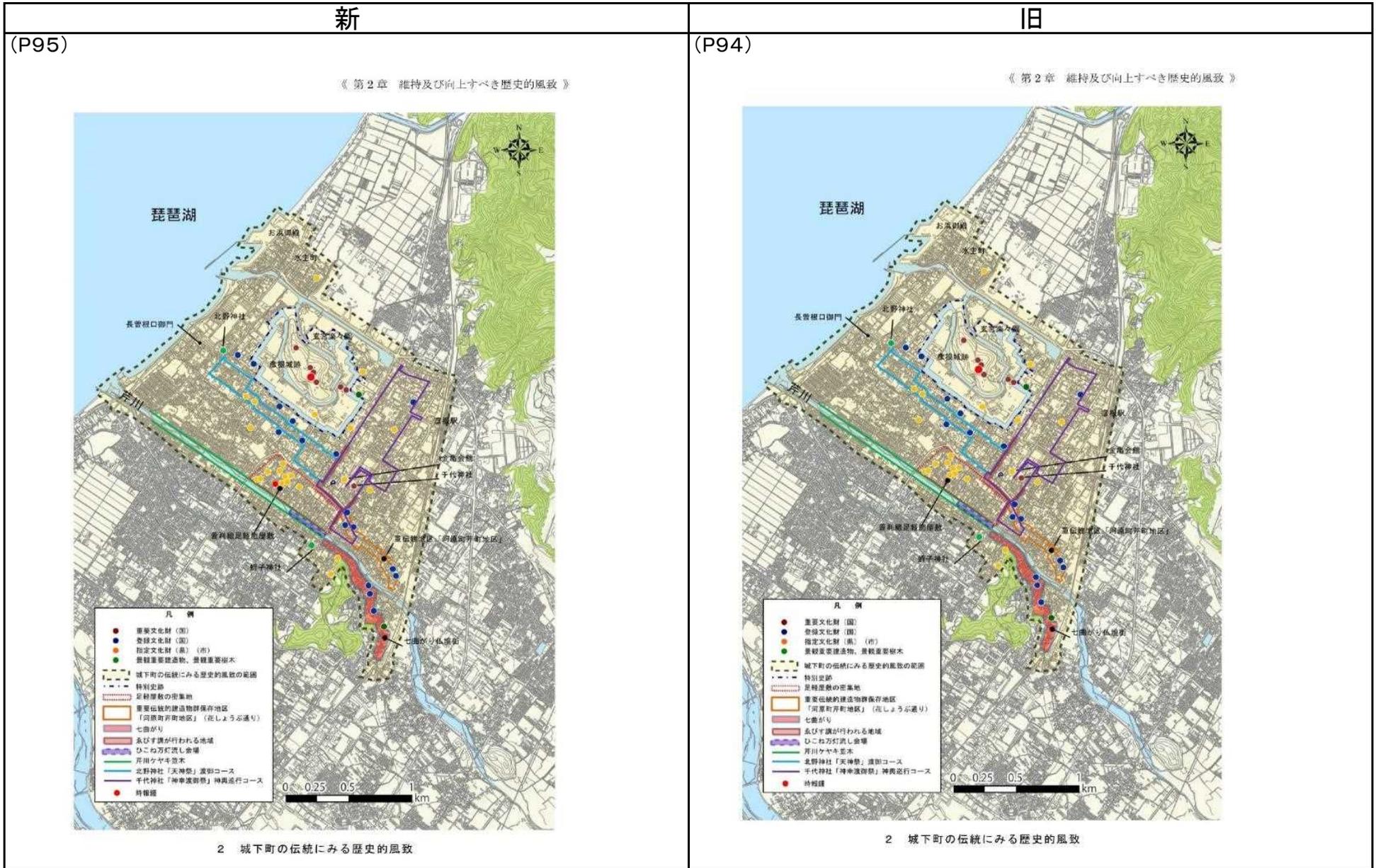
■新旧対照表



■新旧対照表

新	旧
<p>(P87)</p> <p>《 第2章 維持及び向上すべき歴史の風致 》</p> <p>(3) 城下町の伝統行事</p>	<p>(P86)</p> <p>《 第2章 維持及び向上すべき歴史の風致 》</p> <p>(3) 城下町の伝統行事</p>

■新旧対照表



■新旧対照表

新	旧
<p>(P137)</p> <p style="text-align: center;">《 第 4 章 重点区域の位置及び区域 》</p> <p><b>（４）文化財保護法との連携</b></p> <p>重点区域内において、史跡、名勝、建造物については、特別史跡彦根城跡、国宝彦根城天守、附櫓及び多聞櫓をはじめ、国指定文化財 7 件、重要伝統的建造物群保存地区である河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 28 件、市指定文化財 24 件があり、文化財保護法、滋賀県文化保護条例、彦根市文化財保護条例、彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下、「保存条例」という。）により保護が図られている。</p> <p>国民共有の財産である特別史跡彦根城跡については、適切な保存管理を図りつつ、今後のまちづくりを活用していくことを目指し、平成 27 年度（2015 年）に「特別史跡彦根城跡保存活用計画」を策定した。また、平成 29 年（2017 年）6 月より、城下町の範囲を「彦根城下町遺跡」として文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財としての取り扱いを開始している。</p> <p>名勝玄宮楽々園については、平成 8 年度（1996 年）に「名勝玄宮楽々園整備基本計画」を策定し、計画に基づき玄宮園の池の護岸整備や楽々園建造物の保存整備事業を進めている。</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区である河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区（以下、「保存地区」という。）については、保存条例第 3 条の規定に基づき、保存地区の生活環境の改善と文化環境の向上に資するため、平成 28 年（2016 年）4 月 6 日に「彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区保存計画」（以下、「保存計画」という。）を定めた。本保存地区の保存に際しては、先人が築き上げてきた城下町彦根の豊かな歴史的環境を明らかにし、これを後世に守り伝えることを基本にとらえ、伝統的建造物群およびこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら魅力と活気にあふれた保存地区の創出に努める。</p> <p style="text-align: center;">重点区域内の文化財の分布</p>	<p>(P136)</p> <p style="text-align: center;">《 第 4 章 重点区域の位置及び区域 》</p> <p><b>（４）文化財保護法との連携</b></p> <p>重点区域内において、史跡、名勝、建造物については、特別史跡彦根城跡、国宝彦根城天守、附櫓及び多聞櫓をはじめ、国指定文化財 7 件、重要伝統的建造物群保存地区である河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 28 件、市指定文化財 23 件があり、文化財保護法、滋賀県文化保護条例、彦根市文化財保護条例、彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下、「保存条例」という。）により保護が図られている。</p> <p>国民共有の財産である特別史跡彦根城跡については、適切な保存管理を図りつつ、今後のまちづくりを活用していくことを目指し、平成 27 年度（2015 年）に「特別史跡彦根城跡保存活用計画」を策定した。また、平成 29 年（2017 年）6 月より、城下町の範囲を「彦根城下町遺跡」として文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財としての取り扱いを開始している。</p> <p>名勝玄宮楽々園については、平成 8 年度（1996 年）に「名勝玄宮楽々園整備基本計画」を策定し、計画に基づき玄宮園の池の護岸整備や楽々園建造物の保存整備事業を進めている。</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区である河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区（以下、「保存地区」という。）については、保存条例第 3 条の規定に基づき、保存地区の生活環境の改善と文化環境の向上に資するため、平成 28 年（2016 年）4 月 6 日に「彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区保存計画」（以下、「保存計画」という。）を定めた。本保存地区の保存に際しては、先人が築き上げてきた城下町彦根の豊かな歴史的環境を明らかにし、これを後世に守り伝えることを基本にとらえ、伝統的建造物群およびこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら魅力と活気にあふれた保存地区の創出に努める。</p> <p style="text-align: center;">重点区域内の文化財の分布</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P137)</p> <p style="text-align: center;">《 第 4 章 重点区域の位置及び区域 》</p> <p><b>（４）文化財保護法との連携</b></p> <p>重点区域内において、史跡、名勝、建造物については、特別史跡彦根城跡、国宝彦根城天守、附櫓及び多聞櫓をはじめ、国指定文化財 7 件、重要伝統的建造物群保存地区である河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 28 件、市指定文化財 24 件があり、文化財保護法、滋賀県文化保護条例、彦根市文化財保護条例、彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下、「保存条例」という。）により保護が図られている。</p> <p>国民共有の財産である特別史跡彦根城跡については、適切な保存管理を図りつつ、今後のまちづくりを活用していくことを目指し、平成 27 年度（2015 年）に「特別史跡彦根城跡保存活用計画」を策定した。また、平成 29 年（2017 年）6 月より、城下町の範囲を「彦根城下町遺跡」として文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財としての取り扱いを開始している。</p> <p>名勝玄宮薬々園については、平成 8 年度（1996 年）に「名勝玄宮薬々園整備基本計画」を策定し、計画に基づき玄宮園の池の護岸整備や薬々園建造物の保存整備事業を進めている。</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区である河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区（以下、「保存地区」という。）については、保存条例第 3 条の規定に基づき、保存地区の生活環境の改善と文化環境の向上に資するため、平成 28 年（2016 年）4 月 6 日に「彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区保存計画」（以下、「保存計画」という。）を定めた。本保存地区の保存に際しては、先人が築き上げてきた城下町彦根の豊かな歴史的環境を明らかにし、これを後世に守り伝えることを基本にとらえ、伝統的建造物群およびこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら魅力と活気にあふれた保存地区の創出に努める。</p>  <p style="text-align: center;">重点区域内の文化財の分布</p>	<p>(P136)</p> <p style="text-align: center;">《 第 4 章 重点区域の位置及び区域 》</p> <p><b>（４）文化財保護法との連携</b></p> <p>重点区域内において、史跡、名勝、建造物については、特別史跡彦根城跡、国宝彦根城天守、附櫓及び多聞櫓をはじめ、国指定文化財 7 件、重要伝統的建造物群保存地区である河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 28 件、市指定文化財 23 件があり、文化財保護法、滋賀県文化保護条例、彦根市文化財保護条例、彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下、「保存条例」という。）により保護が図られている。</p> <p>国民共有の財産である特別史跡彦根城跡については、適切な保存管理を図りつつ、今後のまちづくりを活用していくことを目指し、平成 27 年度（2015 年）に「特別史跡彦根城跡保存活用計画」を策定した。また、平成 29 年（2017 年）6 月より、城下町の範囲を「彦根城下町遺跡」として文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財としての取り扱いを開始している。</p> <p>名勝玄宮薬々園については、平成 8 年度（1996 年）に「名勝玄宮薬々園整備基本計画」を策定し、計画に基づき玄宮園の池の護岸整備や薬々園建造物の保存整備事業を進めている。</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区である河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区（以下、「保存地区」という。）については、保存条例第 3 条の規定に基づき、保存地区の生活環境の改善と文化環境の向上に資するため、平成 28 年（2016 年）4 月 6 日に「彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区保存計画」（以下、「保存計画」という。）を定めた。本保存地区の保存に際しては、先人が築き上げてきた城下町彦根の豊かな歴史的環境を明らかにし、これを後世に守り伝えることを基本にとらえ、伝統的建造物群およびこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら魅力と活気にあふれた保存地区の創出に努める。</p>  <p style="text-align: center;">重点区域内の文化財の分布</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P141)</p> <p style="text-align: center;">《 第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項 》</p> <p><b>第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p><b>1 市全体に関する事項</b></p> <p><b>（1）文化財の保存・活用の現況と今後の方針</b></p> <p>本市には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定文化財が 24 件あり、うち国宝が 2 件、重要文化財が 17 件、特別史跡 1 件、史跡 2 件、名勝 2 件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 56 件（55 棟 1 基）ある。県指定文化財は 13 件、市指定文化財が 89 件ある。</p> <p>本市は、長い歴史に育まれて豊かな文化財を生み出してきた。これらの文化財は、本市の歴史や文化を理解するうえで不可欠なものであり、将来の彦根の文化の向上と発展の礎をなすものである。</p> <p>文化財は、これまで長い歴史の中で、多くの人々の努力により大切に守られてきたものであり、今後とも、その価値を損なうことなく後世に大切に継承する必要がある。そのためには、文化財の価値をより明確にしたうえで、その維持と保存に万全を尽くすとともに、文化財を活用し、現代を生きる人々にその価値を魅力的に伝え、市民の文化向上に寄与するよう努める。</p> <p>これまで文化財の継続的な調査を実施し、文化財保護法や滋賀県文化財保護条例、彦根市文化財保護条例などにより文化財指定を行い、その保護を図ってきた。また、同時にさまざまな機会を設けて、文化財の普及と啓発に努めてきた。新たに公開となった文化財も増加している。公開に至るには、地域住民の協力が大きい。文化財の保存と活用のためには、地域住民を支援する体制の拡充が重要である。こうした体制に支えられつつ、今後とも、文化財の普及と啓発に努める。また、これによって地域住民の体制拡充が図られる。</p> <p>なお、国指定文化財のうち特別史跡彦根城跡、名勝玄宮楽々園、名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の 3 件については、個別に保存管理計画や整備基本計画などを定めている。平成 19 年度（2007 年度）に指定された史跡彦根藩主井伊家墓所（清涼寺）については、平成 26 年度（2014 年度）に「史跡彦根藩主井伊家墓所保存活用計画策定委員会」を設置し、平成 29 年度（2017 年度）末に保存活用計画を策定した。</p> <p>保存活用計画などを定めていない国指定文化財については、文化財保護法に基づき文化庁の指導の下、き損届や現状変更または、保存に影響を及ぼす行為などに対して、個別に許可制による行為の制限を実施している。個人所有の物件についての保存修理や整備などについては、指導と助言を行いながら積極的な財政支援（補助金）を実施しており、今後とも文化財の保存・活用のための支援に努める。県と市の指定文化財については、保存管理計画を定めたものはないが、国指定文化財に準じた方法として、彦根市文化財保護条例に基づき、彦根市文化財保護審議会の指導の下に対応している。彦根市歴史的風致維持向上計画の実施期間中には、建造物などについて保存修理を積極的に実施し、歴史的風致の維持向上に努める。</p>	<p>(P140)</p> <p style="text-align: center;">《 第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項 》</p> <p><b>第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p><b>1 市全体に関する事項</b></p> <p><b>（1）文化財の保存・活用の現況と今後の方針</b></p> <p>本市には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国指定文化財が 24 件あり、うち国宝が 2 件、重要文化財が 17 件、特別史跡 1 件、史跡 2 件、名勝 2 件である。また、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財が 56 件（55 棟 1 基）ある。県指定文化財は 13 件、市指定文化財が 88 件ある。</p> <p>本市は、長い歴史に育まれて豊かな文化財を生み出してきた。これらの文化財は、本市の歴史や文化を理解するうえで不可欠なものであり、将来の彦根の文化の向上と発展の礎をなすものである。</p> <p>文化財は、これまで長い歴史の中で、多くの人々の努力により大切に守られてきたものであり、今後とも、その価値を損なうことなく後世に大切に継承する必要がある。そのためには、文化財の価値をより明確にしたうえで、その維持と保存に万全を尽くすとともに、文化財を活用し、現代を生きる人々にその価値を魅力的に伝え、市民の文化向上に寄与するよう努める。</p> <p>これまで文化財の継続的な調査を実施し、文化財保護法や滋賀県文化財保護条例、彦根市文化財保護条例などにより文化財指定を行い、その保護を図ってきた。また、同時にさまざまな機会を設けて、文化財の普及と啓発に努めてきた。新たに公開となった文化財も増加している。公開に至るには、地域住民の協力が大きい。文化財の保存と活用のためには、地域住民を支援する体制の拡充が重要である。こうした体制に支えられつつ、今後とも、文化財の普及と啓発に努める。また、これによって地域住民の体制拡充が図られる。</p> <p>なお、国指定文化財のうち特別史跡彦根城跡、名勝玄宮楽々園、名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の 3 件については、個別に保存管理計画や整備基本計画などを定めている。平成 19 年度（2007 年度）に指定された史跡彦根藩主井伊家墓所（清涼寺）については、平成 26 年度（2014 年度）に「史跡彦根藩主井伊家墓所保存活用計画策定委員会」を設置し、平成 29 年度（2017 年度）末に保存活用計画を策定した。</p> <p>保存活用計画などを定めていない国指定文化財については、文化財保護法に基づき文化庁の指導の下、き損届や現状変更または、保存に影響を及ぼす行為などに対して、個別に許可制による行為の制限を実施している。個人所有の物件についての保存修理や整備などについては、指導と助言を行いながら積極的な財政支援（補助金）を実施しており、今後とも文化財の保存・活用のための支援に努める。県と市の指定文化財については、保存管理計画を定めたものはないが、国指定文化財に準じた方法として、彦根市文化財保護条例に基づき、彦根市文化財保護審議会の指導の下に対応している。彦根市歴史的風致維持向上計画の実施期間中には、建造物などについて保存修理を積極的に実施し、歴史的風致の維持向上に努める。</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P143)</p> <p>《 第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項 》</p> <p>示する常設展、ならびに館外の資料を借用して開催する企画展や特別展を実施し、彦根を中心とした歴史や文化を広く紹介する。</p> <p>また、開国記念館において、ここ最近では、平成 27 年度（2015 年度）から平成 28 年度（2016 年度）には「NAOSUKE・直弼・なおすけ - 近現代の中の井伊直弼 -」、平成 28 年度（2016 年度）途中からは「佐和山御普請、彦根御城廻御修復 - 発掘・解体調査からみえてきたもの -」、令和 4 年度（2022 年度）から「城下町 400 年の歴史 - 世界遺産を目指す彦根城の城下町 -」、令和 5 年度（2023 年度）から「井伊神社 祖（おや）に頼り子に残し」などの企画展を開催しており、そのほか特別史跡彦根城内で実施している保存修理事業に関する調査成果や埋蔵文化財発掘調査の速報展を開催してきた。今後も文化財に関する情報発信を行い、文化財の理解を深められるよう努めていく。</p> <p>なお、市内にある多くの文化財について、より理解を深められるよう、説明板については、定められたデザインによるものを順次設置しているところであり、今後も引き続き説明版の設置を推進する。</p> <p><b>（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針</b></p> <p>文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営みと関わりながら生まれたものである。したがって文化財は、周辺の環境を排除した形ではその意義をなさないと言っても過言ではなく、文化財に即した周辺環境の整備が図られるべきである。</p> <p>本市では、平成 8 年度（1996 年度）に景観に関する自主条例「快適なまちを創る景観条例」を制定し、良好な都市景観の形成に取り組んできた。また、滋賀県の定める「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」による景観の保全と形成に努めてきた。そして平成 17 年度（2005 年度）には、景観法に基づいて景観行政団体となり、平成 19 年度（2007 年度）に「彦根市景観計画」を策定した。景観計画では、市内全域を景観計画区域とし、5 つの特性をもつ景観の地域を景観形成地域とし、それら以外の地域を 3 つの景観ゾーンに区分して、景観の保全に努めている。</p> <p>今後、こうした景観行政やまちづくり行政と文化財行政がより緊密に連携して、文化財の周辺環境の保全を図っていく。</p> <p><b>（５）文化財の防災に関する方針</b></p> <p>文化財を火災や地震などの災害から守るため、個々の有形文化財ごとに防災対策を検討するなど、被災の予防やリスクの軽減を図ることが求められている。</p> <p>本市では昭和 39 年（1964 年）に「彦根市地域防災計画」を定め、その中で文化財対策として「文化財は貴重な国民的財産であり、この文化財の保護・保全には十分な配慮が必要である。その防災業務の実施に当たっては、災害予防対策に重点を置き、防火施設の整備、現地視察と指導の実施および所有者・管理者などへの保護思想の啓発などの施策を行う。」という方針を定めている。</p> <p>現在、指定文化財の災害予防対策として、自動火災警報装置などの消防設備や防犯設備の設置について、事業費の補助を行いながら積極的な設置を推進し、建造物などの修理工事に際しては、</p>	<p>(P142)</p> <p>《 第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項 》</p> <p>示する常設展、ならびに館外の資料を借用して開催する企画展や特別展を実施し、彦根を中心とした歴史や文化を広く紹介する。</p> <p>また、開国記念館において、ここ最近では、平成 27 年度（2015 年度）から平成 28 年度（2016 年度）には「NAOSUKE・直弼・なおすけ - 近現代の中の井伊直弼 -」、平成 28 年度（2016 年度）途中からは「佐和山御普請、彦根御城廻御修復 - 発掘・解体調査からみえてきたもの -」などの企画展を開催しており、そのほか特別史跡彦根城内で実施している保存修理事業に関する調査成果や埋蔵文化財発掘調査の速報展を開催してきた。今後も文化財に関する情報発信を行い、文化財の理解を深められるよう努めていく。</p> <p>なお、市内にある多くの文化財について、より理解を深められるよう、説明板については、定められたデザインによるものを順次設置しているところであり、今後も引き続き説明版の設置を推進する。</p> <p><b>（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針</b></p> <p>文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営みと関わりながら生まれたものである。したがって文化財は、周辺の環境を排除した形ではその意義をなさないと言っても過言ではなく、文化財に即した周辺環境の整備が図られるべきである。</p> <p>本市では、平成 8 年度（1996 年度）に景観に関する自主条例「快適なまちを創る景観条例」を制定し、良好な都市景観の形成に取り組んできた。また、滋賀県の定める「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」による景観の保全と形成に努めてきた。そして平成 17 年度（2005 年度）には、景観法に基づいて景観行政団体となり、平成 19 年度（2007 年度）に「彦根市景観計画」を策定した。景観計画では、市内全域を景観計画区域とし、5 つの特性をもつ景観の地域を景観形成地域とし、それら以外の地域を 3 つの景観ゾーンに区分して、景観の保全に努めている。</p> <p>今後、こうした景観行政やまちづくり行政と文化財行政がより緊密に連携して、文化財の周辺環境の保全を図っていく。</p> <p><b>（５）文化財の防災に関する方針</b></p> <p>文化財を火災や地震などの災害から守るため、個々の有形文化財ごとに防災対策を検討するなど、被災の予防やリスクの軽減を図ることが求められている。</p> <p>本市では昭和 39 年（1964 年）に「彦根市地域防災計画」を定め、その中で文化財対策として「文化財は貴重な国民的財産であり、この文化財の保護・保全には十分な配慮が必要である。その防災業務の実施に当たっては、災害予防対策に重点を置き、防火施設の整備、現地視察と指導の実施および所有者・管理者などへの保護思想の啓発などの施策を行う。」という方針を定めている。</p> <p>現在、指定文化財の災害予防対策として、自動火災警報装置などの消防設備や防犯設備の設置について、事業費の補助を行いながら積極的な設置を推進し、建造物などの修理工事に際しては、</p>

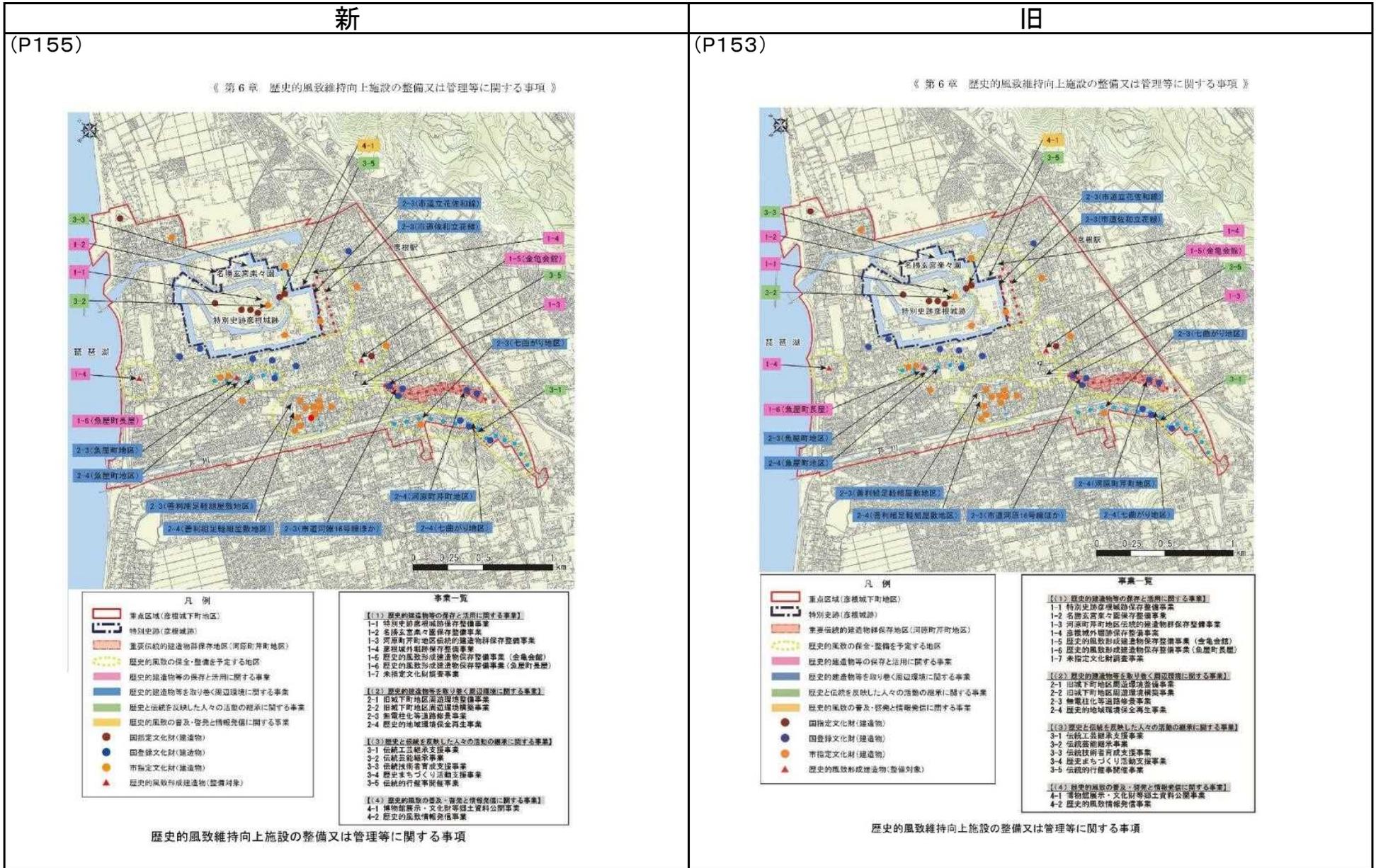
■新旧対照表

新	旧
<p>(P148)</p> <p style="text-align: center;">《 第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項 》</p> <p><b>2 重点区域に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</b></p> <p>重点区域内には、令和 7 年（2025 年）3 月現在、国宝（建造物）が 1 件、重要文化財（建造物）が 6 件、特別史跡が 1 件、名勝が 2 件、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財（建造物）が 28 件ある。このほか、市指定文化財（建造物）が 24 件存在し、市全体の文化財建造物、史跡、名勝、伝統的建造物群保存地区、登録有形文化財の半数を超え、集中している。</p> <p>これまで文化財の継続的な調査を実施し、文化財保護法や滋賀県文化財保護条例、彦根市文化財保護条例などにより文化財指定を行い、その保護を図ってきた。また、同時にさまざまな機会を設けて、文化財の普及と啓発に努めてきた。新たに公開となった文化財も増加している。</p> <p>重点区域においては、文化財保護の観点から、今後も未指定文化財の調査を実施し、文化財として保護を図るとともに、それぞれの文化財に適した保存と活用を図るための施策を行う。</p> <p>特別史跡彦根城跡・名勝玄宮楽々園・名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の 3 件については、個別に保存管理計画や整備基本計画などを定めており、重点区域の中核であり、現状変更の指針を堅持して史跡および名勝の保存と活用を図る。</p> <p><b>(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内において、それぞれの文化財の保存・活用を図り、歴史的風致の維持向上を促進するための保存修理事業を積極的に推進する。国指定文化財の現状変更を伴う事業については、文化庁長官の許可を得て実施する。なお、市指定文化財の修理については、彦根市文化財保護審議会に諮る。</p> <p>特別史跡彦根城跡については、昭和 59 年（1984 年）3 月に「特別史跡彦根城跡保存管理計画」、平成 4 年（1992 年）6 月に「特別史跡彦根城跡整備基本計画」をそれぞれ策定していたが、保存管理計画については、平成 28 年（2016 年）3 月に改めて「特別史跡彦根城跡保存活用計画」を策定し、今後、これを受けて整備基本計画についても改めて策定し、保存修理（整備）を実施していく。また、平成 27 年度（2015 年度）に埋蔵文化財包蔵地として遺跡の位置づけを行った彦根城外堀跡について、今後、試掘、発掘調査を実施し、保存状況を判断し、所有者の協力を得ながら特別史跡彦根城跡への追加指定を行うなどの保護措置に努めるとともに、埋蔵文化財調査で得られた成果に基づき、長曾根口御門周辺、切通口御門周辺、その他の外堀関連遺構について、保存、復元整備などの外堀関連遺構に関する造詣を深めるための整備につなげる。</p> <p>名勝玄宮楽々園については、文化庁の技術的指導の下に、平成 9 年（1997 年）3 月に「名勝玄宮楽々園整備基本計画」を策定し、玄宮園・楽々園それぞれの整備基本方針を定めており、方針に基づいて保存整備事業を推進する。</p> <p>重点区域の歴史的建造物については、その歴史的価値の保存とともに周辺の環境に適合した活用を念頭に置いた保存修理を推進する。</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区である彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区については、歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理または歴史的建造物以外の建</p>	<p>(P146)</p> <p style="text-align: center;">《 第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項 》</p> <p><b>2 重点区域に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</b></p> <p>重点区域内には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国宝（建造物）が 1 件、重要文化財（建造物）が 6 件、特別史跡が 1 件、名勝が 2 件、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財（建造物）が 28 件ある。このほか、市指定文化財（建造物）が 23 件存在し、市全体の文化財建造物、史跡、名勝、伝統的建造物群保存地区、登録有形文化財の半数を超え、集中している。</p> <p>これまで文化財の継続的な調査を実施し、文化財保護法や滋賀県文化財保護条例、彦根市文化財保護条例などにより文化財指定を行い、その保護を図ってきた。また、同時にさまざまな機会を設けて、文化財の普及と啓発に努めてきた。新たに公開となった文化財も増加している。</p> <p>重点区域においては、文化財保護の観点から、今後も未指定文化財の調査を実施し、文化財として保護を図るとともに、それぞれの文化財に適した保存と活用を図るための施策を行う。</p> <p>特別史跡彦根城跡・名勝玄宮楽々園・名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の 3 件については、個別に保存管理計画や整備基本計画などを定めており、重点区域の中核であり、現状変更の指針を堅持して史跡および名勝の保存と活用を図る。</p> <p><b>(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内において、それぞれの文化財の保存・活用を図り、歴史的風致の維持向上を促進するための保存修理事業を積極的に推進する。国指定文化財の現状変更を伴う事業については、文化庁長官の許可を得て実施する。なお、市指定文化財の修理については、彦根市文化財保護審議会に諮る。</p> <p>特別史跡彦根城跡については、昭和 59 年（1984 年）3 月に「特別史跡彦根城跡保存管理計画」、平成 4 年（1992 年）6 月に「特別史跡彦根城跡整備基本計画」をそれぞれ策定していたが、保存管理計画については、平成 28 年（2016 年）3 月に改めて「特別史跡彦根城跡保存活用計画」を策定し、今後、これを受けて整備基本計画についても改めて策定し、保存修理（整備）を実施していく。また、平成 27 年度（2015 年度）に埋蔵文化財包蔵地として遺跡の位置づけを行った彦根城外堀跡について、今後、試掘、発掘調査を実施し、保存状況を判断し、所有者の協力を得ながら特別史跡彦根城跡への追加指定を行うなどの保護措置に努めるとともに、埋蔵文化財調査で得られた成果に基づき、長曾根口御門周辺、切通口御門周辺、その他の外堀関連遺構について、保存、復元整備などの外堀関連遺構に関する造詣を深めるための整備につなげる。</p> <p>名勝玄宮楽々園については、文化庁の技術的指導の下に、平成 9 年（1997 年）3 月に「名勝玄宮楽々園整備基本計画」を策定し、玄宮園・楽々園それぞれの整備基本方針を定めており、方針に基づいて保存整備事業を推進する。</p> <p>重点区域の歴史的建造物については、その歴史的価値の保存とともに周辺の環境に適合した活用を念頭に置いた保存修理を推進する。</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区である彦根市河原町芹町地区伝統的建造物群保存地区については、歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理または歴史的建造物以外の建</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P148)</p> <p style="text-align: center;">《 第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項 》</p> <p><b>2 重点区域に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</b></p> <p>重点区域内には、令和 7 年（2025 年）3 月現在、国宝（建造物）が 1 件、重要文化財（建造物）が 6 件、特別史跡が 1 件、名勝が 2 件、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財（建造物）が 28 件ある。このほか、市指定文化財（建造物）が 24 件存在し、市全体の文化財建造物、史跡、名勝、伝統的建造物群保存地区、登録有形文化財の半数を超え、集中している。</p> <p>これまで文化財の継続的な調査を実施し、文化財保護法や滋賀県文化財保護条例、彦根市文化財保護条例などにより文化財指定を行い、その保護を図ってきた。また、同時にさまざまな機会を設けて、文化財の普及と啓発に努めてきた。新たに公開となった文化財も増加している。</p> <p>重点区域においては、文化財保護の観点から、今後も未指定文化財の調査を実施し、文化財として保護を図るとともに、それぞれの文化財に適した保存と活用を図るための施策を行う。</p> <p>特別史跡彦根城跡・名勝玄宮楽々園・名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の 3 件については、個別に保存管理計画や整備基本計画などを定めており、重点区域の中核であり、現状変更の指針を堅持して史跡および名勝の保存と活用を図る。</p> <p><b>(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内において、それぞれの文化財の保存・活用を図り、歴史的風致の維持向上を促進するための保存修理事業を積極的に推進する。国指定文化財の現状変更を伴う事業については、文化庁長官の許可を得て実施する。なお、市指定文化財の修理については、彦根市文化財保護審議会に諮る。</p> <p>特別史跡彦根城跡については、昭和 59 年（1984 年）3 月に「特別史跡彦根城跡保存管理計画」、平成 4 年（1992 年）6 月に「特別史跡彦根城跡整備基本計画」をそれぞれ策定していたが、保存管理計画については、平成 28 年（2016 年）3 月に改めて「特別史跡彦根城跡保存活用計画」を策定し、今後、これを受けて整備基本計画についても改めて策定し、保存修理（整備）を実施していく。また、平成 27 年度（2015 年度）に埋蔵文化財包蔵地として遺跡の位置づけを行った彦根城外堀跡について、今後、試掘、発掘調査を実施し、保存状況を判断し、所有者の協力を得ながら特別史跡彦根城跡への追加指定を行うなどの保護措置に努めるとともに、埋蔵文化財調査で得られた成果に基づき、長曾根口御門周辺、切通口御門周辺、その他の外堀関連遺構について、保存、復元整備などの外堀関連遺構に関する造詣を深めるための整備につなげる。</p> <p>名勝玄宮楽々園については、文化庁の技術的指導の下に、平成 9 年（1997 年）3 月に「名勝玄宮楽々園整備基本計画」を策定し、玄宮園・楽々園それぞれの整備基本方針を定めており、方針に基づいて保存整備事業を推進する。</p> <p>重点区域の歴史的建造物については、その歴史的価値の保存とともに周辺の環境に適合した活用を念頭に置いた保存修理を推進する。</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区である彦根市河原町井町地区伝統的建造物群保存地区については、歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理または歴史的建造物以外の建</p>	<p>(P146)</p> <p style="text-align: center;">《 第 5 章 文化財の保存又は活用に関する事項 》</p> <p><b>2 重点区域に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</b></p> <p>重点区域内には、令和 6 年（2024 年）3 月現在、国宝（建造物）が 1 件、重要文化財（建造物）が 6 件、特別史跡が 1 件、名勝が 2 件、重要伝統的建造物群保存地区が 1 件、登録有形文化財（建造物）が 28 件ある。このほか、市指定文化財（建造物）が 23 件存在し、市全体の文化財建造物、史跡、名勝、伝統的建造物群保存地区、登録有形文化財の半数を超え、集中している。</p> <p>これまで文化財の継続的な調査を実施し、文化財保護法や滋賀県文化財保護条例、彦根市文化財保護条例などにより文化財指定を行い、その保護を図ってきた。また、同時にさまざまな機会を設けて、文化財の普及と啓発に努めてきた。新たに公開となった文化財も増加している。</p> <p>重点区域においては、文化財保護の観点から、今後も未指定文化財の調査を実施し、文化財として保護を図るとともに、それぞれの文化財に適した保存と活用を図るための施策を行う。</p> <p>特別史跡彦根城跡・名勝玄宮楽々園・名勝旧彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園の 3 件については、個別に保存管理計画や整備基本計画などを定めており、重点区域の中核であり、現状変更の指針を堅持して史跡および名勝の保存と活用を図る。</p> <p><b>(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内において、それぞれの文化財の保存・活用を図り、歴史的風致の維持向上を促進するための保存修理事業を積極的に推進する。国指定文化財の現状変更を伴う事業については、文化庁長官の許可を得て実施する。なお、市指定文化財の修理については、彦根市文化財保護審議会に諮る。</p> <p>特別史跡彦根城跡については、昭和 59 年（1984 年）3 月に「特別史跡彦根城跡保存管理計画」、平成 4 年（1992 年）6 月に「特別史跡彦根城跡整備基本計画」をそれぞれ策定していたが、保存管理計画については、平成 28 年（2016 年）3 月に改めて「特別史跡彦根城跡保存活用計画」を策定し、今後、これを受けて整備基本計画についても改めて策定し、保存修理（整備）を実施していく。また、平成 27 年度（2015 年度）に埋蔵文化財包蔵地として遺跡の位置づけを行った彦根城外堀跡について、今後、試掘、発掘調査を実施し、保存状況を判断し、所有者の協力を得ながら特別史跡彦根城跡への追加指定を行うなどの保護措置に努めるとともに、埋蔵文化財調査で得られた成果に基づき、長曾根口御門周辺、切通口御門周辺、その他の外堀関連遺構について、保存、復元整備などの外堀関連遺構に関する造詣を深めるための整備につなげる。</p> <p>名勝玄宮楽々園については、文化庁の技術的指導の下に、平成 9 年（1997 年）3 月に「名勝玄宮楽々園整備基本計画」を策定し、玄宮園・楽々園それぞれの整備基本方針を定めており、方針に基づいて保存整備事業を推進する。</p> <p>重点区域の歴史的建造物については、その歴史的価値の保存とともに周辺の環境に適合した活用を念頭に置いた保存修理を推進する。</p> <p>重要伝統的建造物群保存地区である彦根市河原町井町地区伝統的建造物群保存地区については、歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理または歴史的建造物以外の建</p>

■新旧対照表



■新旧対照表

新	旧
<p>(P181)</p> <p style="text-align: center;">《 資料編 》</p> <p style="text-align: center;"><b>資料編</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国・県・市指定等文化財一覧【令和7年(2025年)3月現在】</li> <li>2 周知の埋蔵文化財包蔵地【令和6年(2024年)3月現在】</li> <li>3 日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」 構成文化財一覧(彦根市該当分)</li> <li>4 近代産業遺産群一覧</li> <li>5 彦根市保存樹・保存樹林一覧【令和2年(2020年)2月現在】</li> <li>6 彦根八景一覧【平成7年(1995年)5月1日選定】</li> <li>7 彦根城下町地形測量図</li> <li>8 主な参考文献(順不同)</li> </ol>	<p>(P179)</p> <p style="text-align: center;">《 資料編 》</p> <p style="text-align: center;"><b>資料編</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国・県・市指定等文化財一覧【令和6年(2024年)3月現在】</li> <li>2 周知の埋蔵文化財包蔵地【令和6年(2024年)3月現在】</li> <li>3 日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」 構成文化財一覧(彦根市該当分)</li> <li>4 近代産業遺産群一覧</li> <li>5 彦根市保存樹・保存樹林一覧【令和2年(2020年)2月現在】</li> <li>6 彦根八景一覧【平成7年(1995年)5月1日選定】</li> <li>7 彦根城下町地形測量図</li> <li>8 主な参考文献(順不同)</li> </ol>

■新旧対照表

新								旧									
(P182)								(P180)									
1 国・県・市指定等文化財一覧 【令和7年(2025年)3月現在】								1 国・県・市指定等文化財一覧 【令和6年(2024年)3月現在】									
《資料編》								《資料編》									
国指定文化財(1)								国指定文化財(1)									
【有形文化財(建造物)】								【有形文化財(建造物)】									
番号	区分	種別	名称	員数	時代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日	番号	区分	種別	名称	員数	時代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
1	国宝	建造物	彦根城天守、附櫓及び多聞櫓	2棟	桃山	金亀町	彦根市	S27.3.29	1	国宝	建造物	彦根城天守、附櫓及び多聞櫓	2棟	桃山	金亀町	彦根市	S27.3.29
2	重要文化財	建造物	千代神社本殿	1棟	江戸	京町二丁目	千代神社	S24.2.18	2	重要文化財	建造物	千代神社本殿	1棟	江戸	京町二丁目	千代神社	S24.2.18
3	重要文化財	建造物	彦根城太鼓門及び続櫓	1棟	桃山	金亀町	彦根市	S26.9.22	3	重要文化財	建造物	彦根城太鼓門及び続櫓	1棟	桃山	金亀町	彦根市	S26.9.22
4	重要文化財	建造物	彦根城天秤櫓	1棟	桃山	金亀町	彦根市	S26.9.22	4	重要文化財	建造物	彦根城天秤櫓	1棟	桃山	金亀町	彦根市	S26.9.22
5	重要文化財	建造物	彦根城西の丸三重櫓及び続櫓	1棟	桃山	金亀町	彦根市	S26.9.22	5	重要文化財	建造物	彦根城西の丸三重櫓及び続櫓	1棟	桃山	金亀町	彦根市	S26.9.22
6	重要文化財	建造物	彦根城二の丸佐和口多聞櫓	1棟	江戸	金亀町	彦根市	S26.9.22	6	重要文化財	建造物	彦根城二の丸佐和口多聞櫓	1棟	江戸	金亀町	彦根市	S26.9.22
7	重要文化財	建造物	彦根城馬屋	1棟	江戸	金亀町	彦根市	S38.7.1	7	重要文化財	建造物	彦根城馬屋	1棟	江戸	金亀町	彦根市	S38.7.1
8	重要文化財	建造物	長寿院全才天堂附棟礼(1枚)	1棟	江戸	古沢町	長寿院	S48.6.2	8	重要文化財	建造物	長寿院全才天堂附棟礼(1枚)	1棟	江戸	古沢町	長寿院	S48.6.2
9	重要文化財	建造物	有川家住宅附普請文書(3冊) (薬医門・主屋・文庫蔵・粉換 蔵・大蔵)	5棟	江戸	鳥居本町	(個人)	H24.12.28	9	重要文化財	建造物	有川家住宅附普請文書(3冊) (薬医門・主屋・文庫蔵・粉換 蔵・大蔵)	5棟	江戸	鳥居本町	(個人)	H24.12.28
【有形文化財(美術工芸品)】								【有形文化財(美術工芸品)】									
番号	区分	種別	名称	員数	時代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日	番号	区分	種別	名称	員数	時代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
1	国宝	絵画	紙本金地著色風俗図(彦根 屏風)	6曲1隻	江戸	金亀町	彦根市	S30.2.2	1	国宝	絵画	紙本金地著色風俗図(彦根 屏風)	6曲1隻	江戸	金亀町	彦根市	S30.2.2
2	重要文化財	彫刻	木造日光菩薩立像・木造月 光菩薩立像	2躯	鎌倉	木庄町	観音寺	T10.8.8	2	重要文化財	彫刻	木造日光菩薩立像・木造月 光菩薩立像	2躯	鎌倉	木庄町	観音寺	T10.8.8
3	重要文化財	彫刻	木造阿彌陀如来坐像	1躯	鎌倉	本町一丁目	来迎寺	T12.8.4	3	重要文化財	彫刻	木造阿彌陀如来坐像	1躯	鎌倉	本町一丁目	来迎寺	T12.8.4
4	重要文化財	彫刻	木造観世音菩薩立像	1躯	平安	笹尾町	少林寺	T15.8.30	4	重要文化財	彫刻	木造観世音菩薩立像	1躯	平安	笹尾町	少林寺	T15.8.30
5	重要文化財	彫刻	木造伝切阿坐像	1躯	鎌倉	高宮町	高宮寺	S56.4.24	5	重要文化財	彫刻	木造伝切阿坐像	1躯	鎌倉	高宮町	高宮寺	S56.4.24
6	重要文化財	工芸品	太刀 銘国宗(備前二代) 附 井伊直忠寄進状(1 通)	1口	鎌倉	金亀町	彦根市	T11.4.13	6	重要文化財	工芸品	太刀 銘国宗(備前二代) 附 井伊直忠寄進状(1 通)	1口	鎌倉	金亀町	彦根市	T11.4.13
7	重要文化財	工芸品	太刀 銘国宗(伯耆)	1口	鎌倉	金亀町	彦根市	S34.6.27	7	重要文化財	工芸品	太刀 銘国宗(伯耆)	1口	鎌倉	金亀町	彦根市	S34.6.27
8	重要文化財	工芸品	我宿壽絵襦袢	1合	室町	金亀町	彦根市	S62.6.6	8	重要文化財	工芸品	我宿壽絵襦袢	1合	室町	金亀町	彦根市	S62.6.6
9	重要文化財	古文書	彦根藩井伊家文書	27,800件	桃山~ 明治	金亀町	彦根市	H8.6.27	9	重要文化財	古文書	彦根藩井伊家文書	27,800件	桃山~ 明治	金亀町	彦根市	H8.6.27
10	重要文化財	彫刻	木造阿彌陀如来立像 快慶 作	1躯	鎌倉	城町二丁目	圓常寺	H30.10.31	10	重要文化財	彫刻	木造阿彌陀如来立像 快慶 作	1躯	鎌倉	城町二丁目	圓常寺	H30.10.31

■新旧対照表

新										旧											
(P188)										(P186)											
《資料編》										《資料編》											
市指定文化財(1)										市指定文化財(1)											
【有形文化財(建造物)】										【有形文化財(建造物)】											
番号	区分	種別	名称	員数	時代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日		番号	区分	種別	名称	員数	時代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日			
1	市指定	建造物	旧西郷屋敷長屋門 附袖塙・塙及び高麗門	1棟	江戸	金亀町	最高裁判所 財務省	S48.4.28		1	市指定	建造物	旧西郷屋敷長屋門 附袖塙・塙及び高麗門	1棟	江戸	金亀町	最高裁判所	S48.4.28			
2	市指定	建造物	旧池田屋敷長屋門	1棟	江戸	尾末町	彦根市	S48.4.28		2	市指定	建造物	旧池田屋敷長屋門	1棟	江戸	尾末町	彦根市	S48.4.28			
3	市指定	建造物	旧鈴木屋敷長屋門	1棟	江戸	立花町	彦根市	S52.5.16		3	市指定	建造物	旧鈴木屋敷長屋門	1棟	江戸	立花町	彦根市	S52.5.16			
4	市指定	建造物	旧広田家(納屋七)住宅	1棟	江戸	城町一丁目	(個人)	S52.5.16 H28.7.15 一部解除		4	市指定	建造物	旧広田家(納屋七)住宅	1棟	江戸	城町一丁目	(個人)	S52.5.16 H28.7.15 一部解除			
5	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (善利組・太田家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H17.2.23		5	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (善利組・太田家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H17.2.23			
6	市指定	建造物	旧彦根藩武家屋敷(大 村家住宅) 附塙・門 及び長屋	1棟	江戸	京町三丁目	(個人)	H18.2.23		6	市指定	建造物	旧彦根藩武家屋敷(大 村家住宅) 附塙・門 及び長屋	1棟	江戸	京町三丁目	(個人)	H18.2.23			
7	市指定	建造物	金亀会館	1棟	江戸	中央町	彦根市	H19.1.25		7	市指定	建造物	金亀会館	1棟	江戸	中央町	彦根市	H19.1.25			
8	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (善利組・中居家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H19.1.25		8	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (善利組・中居家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H19.1.25			
9	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組辻番所 (善利組)	1棟	江戸	芹橋二丁目	彦根市	H21.2.13		9	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組辻番所 (善利組)	1棟	江戸	芹橋二丁目	彦根市	H21.2.13			
10	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (善利組・旧磯島家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	彦根市	H21.2.13		10	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (善利組・旧磯島家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	彦根市	H21.2.13			
11	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (善利組・林家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H21.2.13		11	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (善利組・林家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H21.2.13			
12	市指定	建造物	鹿島家住宅 附 外便 所1棟・土蔵1棟・か わと1棟・坪庭1面	1棟	江戸	肥田町	(個人)	H22.3.16		12	市指定	建造物	鹿島家住宅 附 外便 所1棟・土蔵1棟・か わと1棟・坪庭1面	1棟	江戸	肥田町	(個人)	H22.3.16			
13	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (善利組・服部家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H22.3.16		13	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (善利組・服部家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H22.3.16			
14	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (善利組・吉居家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H.23.3.9		14	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (善利組・吉居家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H.23.3.9			
15	市指定	建造物	佐々木家住宅 附 外 便所1棟・土蔵2棟・ 庭1面	1棟	江戸	後三条町	(個人)	H23.3.9		15	市指定	建造物	佐々木家住宅 附 外 便所1棟・土蔵2棟・ 庭1面	1棟	江戸	後三条町	(個人)	H23.3.9			
16	市指定	建造物	彦根城表御殿能舞台	1棟	江戸	金亀町	彦根市	H24.3.6		16	市指定	建造物	彦根城表御殿能舞台	1棟	江戸	金亀町	彦根市	H24.3.6			
17	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (中蔵組・瀬谷家住宅) 附 土蔵1棟・庭1面	1棟	江戸	栄町一丁目	(個人)	H24.3.6		17	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷 (中蔵組・瀬谷家住宅) 附 土蔵1棟・庭1面	1棟	江戸	栄町一丁目	(個人)	H24.3.6			
18	市指定	建造物	旧彦根藩水主屋敷(水 主小頭・旧磯崎家住宅) 附 土蔵1棟・庭2面	1棟	江戸	松原一丁目	(個人)	H24.3.6		18	市指定	建造物	旧彦根藩水主屋敷(水 主小頭・旧磯崎家住宅) 附 土蔵1棟・庭2面	1棟	江戸	松原一丁目	(個人)	H24.3.6			

■新旧対照表

新								旧									
(P189)								(P187)									
《資料編》								《資料編》									
市指定文化財(2)								市指定文化財(2)									
【有形文化財(建造物)】								【有形文化財(建造物)】									
番号	区分	種別	名称	員数	時代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日	番号	区分	種別	名称	員数	時代	所在地	所有者 又は管理者	指定年月日
19	市指定	建造物	吉川家住宅 附 庭1面	1棟	江戸	城町一丁目	(個人)	H24.3.6	19	市指定	建造物	吉川家住宅 附 庭1面	1棟	江戸	城町一丁目	(個人)	H24.3.6
20	市指定	建造物	馬場家住宅 附 土蔵3棟・庭3面	1棟	江戸	高宮町	(個人)	H24.3.6	20	市指定	建造物	馬場家住宅 附 土蔵3棟・庭3面	1棟	江戸	高宮町	(個人)	H24.3.6
21	市指定	その他工作物	道標「左中山道京いせ」「右彦根道」	1基	江戸	鳥居本町	彦根市	H24.3.6	21	市指定	その他工作物	道標「左中山道京いせ」「右彦根道」	1基	江戸	鳥居本町	彦根市	H24.3.6
22	市指定	建造物	旧井伊神社本殿、相の間及び拝殿	1棟	江戸	古沢町	彦根市	H25.2.28	22	市指定	建造物	旧井伊神社本殿、相の間及び拝殿	1棟	江戸	古沢町	彦根市	H25.2.28
23	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・椿居家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H25.2.28	23	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・椿居家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H25.2.28
24	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・旧北川家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H25.2.28	24	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・旧北川家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H25.2.28
25	市指定	その他工作物	彦留神社石造宝塔	1基	鎌倉～南北朝	彦富町	彦留神社	H25.2.28	25	市指定	その他工作物	彦留神社石造宝塔	1基	鎌倉～南北朝	彦富町	彦留神社	H25.2.28
26	市指定	建造物	岩根家住宅	1棟	江戸	鳥居本町	(個人)	H26.3.17	26	市指定	建造物	岩根家住宅	1棟	江戸	鳥居本町	(個人)	H26.3.17
27	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・村山家住宅) 附 庭1面	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H26.3.17	27	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・村山家住宅) 附 庭1面	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	H26.3.17
28	市指定	建造物	荒神山神社 社務所、書院及び書院中門(旧奥山寺) 附棟札1枚	3棟	江戸	清崎町	荒神山神社	H28.3.23	28	市指定	建造物	荒神山神社 社務所、書院及び書院中門(旧奥山寺) 附棟札1枚	3棟	江戸	清崎町	荒神山神社	H28.3.23
29	市指定	建造物	荒神山神社 遥拝殿(旧観徳殿)	1棟	江戸	清崎町	荒神山神社	H28.3.23	29	市指定	建造物	荒神山神社 遥拝殿(旧観徳殿)	1棟	江戸	清崎町	荒神山神社	H28.3.23
30	市指定	建造物	妙厳寺 木堂(御堂)、鐘樓堂及び太鼓樓(太鼓番屋) 附棟札、附破風板押み掴み	3棟	江戸	西今町	妙厳寺	H28.7.15	30	市指定	建造物	妙厳寺 木堂(御堂)、鐘樓堂及び太鼓樓(太鼓番屋) 附棟札、附破風板押み掴み	3棟	江戸	西今町	妙厳寺	H28.7.15
31	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷(中組・旧桂田家住宅)	1棟	江戸	京町二丁目	(個人)	H29.3.31	31	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷(中組・旧桂田家住宅)	1棟	江戸	京町二丁目	(個人)	H29.3.31
32	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・旧戸塚家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	R 2.3.18	32	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・旧戸塚家住宅)	1棟	江戸	芹橋二丁目	(個人)	R 2.3.18
33	市指定	建造物	旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・旧北川家住宅)	1棟	江戸後期	芹橋二丁目	法人	R7.3.									

■新旧対照表

新	旧
<p>(奥付)</p> <div data-bbox="215 331 931 1129" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;"><b>彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）</b></p><p>平成30年（2018年）3月26日 認定 平成31年（2019年）3月20日 軽微な変更 令和 2年（2020年）3月13日 軽微な変更 令和 3年（2021年）4月30日 軽微な変更 令和 4年（2022年）4月20日 軽微な変更 令和 5年（2023年）5月30日 軽微な変更 令和 6年（2024年）5月22日 軽微な変更 <b>令和 7年（2025年）5月20日 軽微な変更</b> <b>令和 7年（2025年）5月20日 発行</b></p><p>発行 彦根市 編集 彦根市 観光文化戦略部 文化財課 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 TEL：0749-26-5833 FAX：0749-26-5899 E-mail：bunkazai@mx.hikone.ed.jp</p></div>	<p>(奥付)</p> <div data-bbox="1167 331 1917 1129" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;"><b>彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）</b></p><p>平成30年（2018年）3月26日 認定 平成31年（2019年）3月20日 軽微な変更 令和 2年（2020年）3月13日 軽微な変更 令和 3年（2021年）4月30日 軽微な変更 令和 4年（2022年）4月20日 軽微な変更 令和 5年（2023年）5月30日 軽微な変更 令和 6年（2024年）5月22日 軽微な変更 令和 6年（2024年）5月22日 発行</p><p>発行 彦根市 編集 彦根市 観光文化戦略部 文化財課 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 TEL：0749-26-5833 FAX：0749-26-5899 E-mail：bunkazai@mx.hikone.ed.jp</p></div>